

令和2年3月26日

## 特定商取引法違反の3事業者に対する業務停止命令（6か月又は3か月）又は取引等停止命令（3か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役等3名に対する業務禁止命令（6か月又は3か月）について

～国（消費者庁）と地方公共団体（東京都）による  
連携調査・同時行政処分～

### 【訪問販売業者2事業者】

- 消費者庁及び東京都は、それぞれ、バイナリーオプション取引（※1）に係るUSBメモリ（以下「本件商品」（※2）といいます。）の訪問販売業者である株式会社 i t e c j a p a n（東京都品川区）（以下「アイテック」といいます。）及びファーストこと木村直人（東京都世田谷区）（以下「ファースト」といいます。）に対し、令和2年3月25日、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」といいます。）第8条第1項の規定に基づき、令和2年3月26日から令和2年9月25日までの6か月間、訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました（以下それぞれ「アイテックに対する本件業務停止命令」及び「ファーストに対する本件業務停止命令」といいます。）。
- あわせて、消費者庁及び東京都は、それぞれ、アイテック及びファーストに対し、特定商取引法第7条第1項の規定に基づき、今回の行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築することなどを指示しました。
- また、消費者庁及び東京都は、それぞれ、アイテックの代表取締役前田朗及び取締役福島裕基に対し、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づき、令和2年3月26日から令和2年9月25日までの6か月間、アイテックに対する本件業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を含む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

消費者庁及び東京都は、それぞれ、木村直人に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、令和2年3月26日から令和2年9月25日までの6か月間、ファーストに対する本件業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を命じました。

【連鎖販売業者1事業者（訪問販売にも該当）】

- 消費者庁及び東京都は、それぞれ、本件商品（※2）の連鎖販売業者及び訪問販売業者である株式会社ライズ（東京都世田谷区）（以下「ライズ」といいます。）に対し、令和2年3月25日付けで、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を、同法第39条第1項の規定に基づき連鎖販売取引に関する取引の一部等（勧誘（勧誘者に行わせることも含みます。申込受付も同じ。）、申込受付及び契約締結）を、令和2年3月26日から令和2年6月25日までの3か月間、それぞれ停止するよう命じました（以下それぞれ「ライズに対する本件業務停止命令」及び「本件取引等停止命令」といいます。）。
- あわせて、消費者庁及び東京都は、それぞれ、ライズに対し、特定商取引法第7条第1項及び第38条第1項の規定に基づき、今回の行為の発生原因について、調査分析の上検証することなどを指示しました。
- また、消費者庁及び東京都は、それぞれ、ライズの代表取締役木村直人に対し、特定商取引法第39条の2第1項の規定に基づき、令和2年3月26日から令和2年6月25日までの3か月間、本件取引等停止命令により取引等の停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を含む法人の当該業務を担当する役員となることを含みません。）の禁止を命じました。
- なお、本件は、特定商取引法の規定に基づく調査において、消費者庁及び東京都が連携を図り、それぞれ、同法に基づく行政処分を令和2年3月25日付で実施したものです。

※1 バイナリーオプション取引とは、為替相場等が上がるか下がるかを予想するもので、取引期間終了時（権利行使期限）に事前に定めた権利行使価格を上回った（又は下回った）場合に、一定額の金銭（ペイ

アウト)を受け取ることができる取引です。

※2 アイテック、ファースト及びライズが販売する商品名は、それぞれ、「Project advance及びEspresso」、「dm t及びLatte」及び「SC及びLatte」です。

## 1 処分対象事業者

### (1) 株式会社 itec japan

ア 名 称：株式会社 itec japan

(法人番号：6010401136799)

イ 本店所在地：東京都品川区西五反田二丁目25番9号サンロイヤル五反田401

ウ 代表者：代表取締役 前田朗（まえだあきら）

エ 設 立：平成30年2月16日

オ 取引類型：訪問販売

### (2) ファーストこと木村直人

ア 氏 名：木村直人（きむらなおと）

イ 屋 号：ファースト

ウ 事業所所在地：東京都世田谷区池尻三丁目30番6号フェリーチェ池尻601

エ 設 立：平成31年4月1日（営業開始日）

オ 取引類型：訪問販売

### (3) 株式会社ライズ

ア 名 称：株式会社ライズ

(法人番号：2010901044431)

イ 本店所在地：東京都世田谷区池尻三丁目30番6号フェリーチェ池尻601

ウ 代表者：代表取締役 木村直人（きむらなおと）

エ 設 立：令和元年6月21日

オ 取引類型：連鎖販売取引、訪問販売

## 2 特定商取引法に違反する行為等

### (1) アイテック及びファースト

ア 氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称、勧誘目的及び商

品の種類の不明示) (特定商取引法第3条)

- イ 商品の性能につき不実のことを告げる行為 (特定商取引法第6条第1項)
- ウ 迷惑勧誘 (特定商取引法第7条第1項第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則 (昭和51年通商産業省令第89号。以下「施行規則」という。) 第7条第1号)
- エ 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘 (特定商取引法第7条第1項第5号の規定に基づく施行規則第7条第3号)
- オ 売買契約の相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為 (特定商取引法第7条第1項第5号の規定に基づく施行規則第7条第6号イ)

(2) ライズ

- ア 氏名等の明示義務に違反する行為 (販売業者又は統括者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示) (特定商取引法第3条及び第33条の2)
- イ 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘 (特定商取引法第7条第1項第5号の規定に基づく施行規則第7条第3号及び同法第38条第1項第4号の規定に基づく施行規則第31条第6号)
- ウ 売買契約の相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為 (特定商取引法第7条第1項第5号の規定に基づく施行規則第7条第6号イ及び同法第38条第1項第4号の規定に基づく施行規則第31条第8号イ)

- 3 消費者庁及び東京都が認定したアイテック、ファースト及びライズに対する本件業務停止命令、本件取引等停止命令及び指示並びに前田朗、福島裕基及び木村直人に対する業務禁止命令の詳細は、それぞれ、別紙1から7まで、別紙8から10までのとおりです。

【本件に関するお問合せ（消費者庁）】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

【本件に関するお問合せ（東京都）】

東京都生活文化局消費生活部取引指導課	03-5388-3080
	03-5388-3074
	(担当 岸・櫻井)

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）  
身近な消費生活相談窓口を御案内します。  
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。  
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

## 株式会社 i t e c j a p a n に対する行政処分の概要

### 1 処分対象事業者

- (1) 名 称：株式会社 i t e c j a p a n  
(法人番号：6010401136799)
- (2) 代 表 者：代表取締役 前田 朗 (まえだ あきら)
- (3) 所 在 地：東京都品川区西五反田二丁目25番9号サンロイヤル五反田  
401
- (4) 資 本 金：100万円
- (5) 設 立：平成30年2月16日
- (6) 取引類型：訪問販売
- (7) 取扱商品：「Project advance」と称するバイナリーオプション取引に係る学習用プログラミングツールが内蔵されたUSBメモリ及び「Espresso」と称する当該ツールを稼働させるためのUSBメモリ（以下これらを併せて「本件商品」という。）

### 2 事業概要

株式会社 i t e c j a p a n（以下「同社」という。）は、同社から本件商品を既に購入し同社と本件商品の営業に係る業務委託契約を締結している者（以下「営業員」という。）をして、同社の営業所等以外の場所である喫茶店等において、本件商品の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結させていることから、このような同社が行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売に該当する。

### 3 処分の内容

#### (1) 業務停止命令

同社は、令和2年3月26日から令和2年9月25日までの間、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 同社の行う訪問販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- イ 同社の行う訪問販売に関する売買契約の申込みを受けること。
- ウ 同社の行う訪問販売に関する売買契約を締結すること。

(2) 指示

ア 同社は、特定商取引法第3条に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）、同法第6条第1項の規定により禁止される商品の性能につき不実のことを告げる行為並びに同法第7条第1項第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号。以下「施行規則」という。）第7条第1号の規定に該当する訪問販売に係る売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をする行為、同条第3号の規定に該当する顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行う行為及び同条第6号イの規定に該当する訪問販売に係る売買契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為をしている。かかる行為は、特定商取引法の規定に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、当該行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築して、これを同社の役員及び営業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ 同社は、訪問販売により、本件売買契約を締結しているものであるところ、平成30年7月1日から令和2年3月25日までの間に、同社との間で訪問販売により本件売買契約を締結した全ての相手方（以下「契約の相手方」という。）に対し、以下の事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、同社に対して前記（1）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和2年4月27日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足りる証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。なお、令和2年4月8日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

(ア) 前記（1）の業務停止命令の内容

(イ) 本指示の内容

(ウ) 同社は、遅くとも平成30年7月以降、訪問販売に係る本件売買契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、本件商品には人工知能が搭載されていないにもかかわらず、あたかも、本件商品に人工知能

能が搭載されているため、その機能により、本件商品を使ってバイナリーオプション取引を行えば容易に稼ぐことができるかのように告げていること。

#### 4 処分の根拠となる法令

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

#### 5 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、訪問販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

##### (1) 氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）（特定商取引法第3条）

同社は、遅くとも平成30年12月以降、訪問販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「投資を始めたんだけど、まじでやばい。」「投資で稼いでるからバイトをやる必要がない。」「投資の先輩で稼いでいるすごい人がいて、もしかしたら会ってもらえるかもしれない。」「話だけでも聞いてみない。」などと告げるのみで、同社の名称、本件売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていない。

##### (2) 商品の性能につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第6条第1項）

同社は、遅くとも平成30年7月以降、本件売買契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、本件商品には人工知能が搭載されていないにもかかわらず、あたかも、本件商品に人工知能が搭載されているため、その機能により、本件商品を使ってバイナリーオプション取引を行えば容易に稼ぐことができるかのように告げている。

##### (3) 迷惑勧誘（特定商取引法第7条第1項第5号の規定に基づく施行規則第7条第1号）

同社は、遅くとも平成30年6月以降、午後8時以降も、翌朝に至るまで長時間にわたり勧誘を続け、その際、本件商品の購入の意思を示さない消費者に対し、「俺が始めたときは54万円を持ってなかったから、学生ローンでお金を借りてシステムを買ったよ。」「学生ローンで借りても、す



ぐに返せるから大丈夫だよ。」「絶対返せるから。」などと告げて執ように勧誘するなどして、訪問販売に係る本件売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしている。

- (4) 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘（特定商取引法第7条第1項第5号の規定に基づく施行規則第7条第3号）

同社は、遅くとも平成30年6月以降、学生であり、投資経験がなく、月に平均して6万円程度又はそれ以下の収入しかなく、その他特段の財産もない消費者に対して、短期間に繰り返し取引をすることにより損失額が大きくなるおそれのある投資に関する、53万7000円と高額な本件売買契約の締結について勧誘し、もって顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っている。

- (5) 売買契約の相手方に支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為（特定商取引法第7条第1項第5号の規定に基づく施行規則第7条第6号イ）

同社は、遅くとも平成30年6月以降、本件売買契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、当該相手方が本件商品の購入資金を貸金業者から借り入れるに際し、貸金業者に対して、「バイトを週に5回していて、月15万円を安定して稼いでいる。」などと申告するよう指示するなどして、訪問販売に係る本件売買契約の相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせている。

## 6 勧誘事例

- 【事例1】（氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示））

営業員Zは、平成30年12月、消費者Aと食事をした際、同社の名称、本件売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び本件商品の種類を告げることなく、Aに対し、「投資を始めたんだけど、まじでやばい。」「11月には投資で10万円くらい稼いだからバイトしなくて済んでる。」「投資で稼いでるからバイトをやる必要がない。」「3ヶ月後には月収20万いくかも。」などと告げた。

Aが関心を示すと、Zは、Aに対し、「投資の先輩で稼いでいるすごい人がいて、もしかしたら会ってもらえるかもしれない。」「話だけでも聞いてみない。」などと告げて、Zが「投資の先輩」と称する人物に会うよう誘い、Aは

これを承諾した。

そして、Aは、平成31年1月、喫茶店において、Z及びZが「投資の先輩」と称する同社と本件商品の営業に係る業務委託契約を締結している商談担当者（以下「商談担当者」という。）Yと会い、Yから、本件商品の説明を受け、同月中に、同社と本件売買契約を締結した。

【事例2】（氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）、商品の性能につき不実のことを告げる行為、迷惑勧誘、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘、売買契約の相手方に支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為）

営業員Xは、平成30年12月、同社の名称、本件売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び本件商品の種類を告げることなく、学生であり、投資の経験がない消費者Bに対し、「先月18万入ったし、やばくない。」、「すごい人の話を聞いて、稼ぐために、春休み、〇〇（地名）行かない。」、「一緒に1000万円稼いで、卒業旅行4回行こう。」、「本当に忙しい人だから会えるだけでも奇跡なんだよ。」などと告げて、Xが「すごい人」と称する人物に会うように何回も誘った。Bは、何回も誘われ、断れなくなったため、当該人物と会うことを承諾した。

Bは、その後のXとのやり取り等から、「アイテックジャパンのW」と称する人物から投資に関する商談をしてもらうことになったことや、同社がバイナリーオプション取引に係るUSBメモリを販売している会社であることを知った。

そして、Bは、Xと共に、平成31年2月のある日の午後8時頃、Xが「すごい人」と称する人物の話聞くため、喫茶店へ行った。すると、Xは、Xが「すごい人」と称する商談担当者Vが遅れて来る旨告げて、本件商品について説明を始めた。Xは、Bに対し、ルール化されたシステムを用いてバイナリーオプション取引を行っている人が利益を得ている旨等を述べた上で、本件商品に内蔵されたバイナリーオプションを対象とした学習用プログラミングツールを「システム」と称して、「アイテックのシステムが強いのは、人工知能が入っているからで、人工知能は、10万通りの考え方ができ、同じミスを繰り返さないのだからどんどん進化して強くなるため、車1、2台ぐらいの価値がある。」、「人工知能の入ったシステムを使っているから、バイナリーオプション取引でも簡単にかせげちゃう。」、「このシステムを使うと、年利200パーセントで、100万円をかけて200パーセント乗ってくるから300万円にな

る。」などと告げた。

Vは、約束よりも2時間以上遅れた同日午後10時30分頃、同店に到着すると、Bに対し、翌日の午前零時頃まで、本件売買契約の締結について勧誘をした。その際、Vは、Bに対し、「そのシステムというものの名前が、Project advance といいます。」、「システム1台当たり53.7万円っていう金額で提供させていただいています。」などと告げた。

B及びXは、同日午前零時30分頃、ファミリーレストランへ移動し、従業員Uに会った。Bが、U及びXから、本件商品の購入のための資金調達方法について、「学生ローンや消費者金融から借りればいいんだよ。」などと言われたため、借金をしたくない旨告げたのに対し、U及びXは、Bに対し、「借金は3か月から半年くらいで返済し終わるくらい稼げるが全額返済せず、稼ぐための投資するお金は残した方が得策だ。」、「借金はすぐに返せるし、人生が本当にいい意味で変わった。」などと言って、Bを説得した。U及びXは、Bが、再度借金をしたくないなどと告げたにもかかわらず、「1年遅く始めると、5000万円をライターで燃やすようなものなので、明日にでも始めた方がいい。」、「私たちもクーリングオフがあるとされて始めたよ。」などと言って説得を続けた。この時点で既に午前2時を過ぎており、Bは、U及びXから長時間勧誘されて疲れ切っていたことなどから、U及びXに対し、資金を借り入れて本件商品を購入することを承諾した。この日、Bは、電車で帰れなくなったため、Uの居所に泊まらざるを得なかった。

Bは、同日午前9時頃、U及びXから指示されたとおり、貸金業者から本件商品の購入資金を借り入れることとした。Bの実際の月収は、多くともアルバイト収入としての6万円程度であり、その他特段の財産もなかったものの、Uは、Bに対し、貸金業者から本件商品の購入資金を借り入れるに際し、その支払能力に関する事項について、「中古車を買う。年末年始セールでそれが明後日までだから、今日すぐお金が欲しい。バイトは月15万稼いでいて年180万稼いでいる。車は80万円だけど、貯金が少しあるから60万借りたい。車のローンだと利息などでこっちで借りた方が安かった。」などと申告するよう告げ、虚偽の申告をするよう指示した。その日のうちに、Bは、貸金業者に対し、支払能力に関する事項について、Uから指示されたとおり、虚偽申告を行い、数日後、貸金業者から合計50万円の借入れをした。

Bは、平成31年2月、同社と本件売買契約を締結した。

【事例3】(商品の性能につき不実のことを告げる行為、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘、売買契約の相手方に

支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為)

学生であり投資の経験がない消費者Cは、従業員Tから「遊ぼう」と誘われて会ったところ、最近投資を始めて稼いでいるなどの話をされた。その数日後、Cは、頼んでもいないにもかかわらず、Tから、「すごく偉い人が、貴方のために会ってくれる。」「話だけでも聞きにいきましょう。」と誘われ、当該人物と会うことを承諾した。

Tは、平成30年7月のある日の午後2時頃、喫茶店において、Cに対し、Tが「すごく偉い人」と称する商談担当者Wが、投資に関するバイナリーオプションのシステムを使うことにより大きな利益を得ている旨等を述べた上で、本件商品に内蔵されたバイナリーオプション取引を対象とした学習用プログラミングツールを「システム」と称して、「バイナリーオプションのシステムによって、年利200パーセント、1年で3倍の資金力になる。」「このシステムというのは、人工知能が搭載されており、負けを学習して、減らしていくことができる。」「勝率は、80パーセント以上で、車1台以上の価値がある。」などと告げた。

Wは、約3時間後の同日午後5時頃、同店に到着し、Cに対し、「システム代は53万7000円かかるが本当は更に高い価値がある。」「53万7000円は高いが、直ぐに返せる。」などと告げた。

Wが話を終わると、C及びTは、同日、別の喫茶店へ移動し、従業員Sと会った。Sは、Cに対し、本件商品を購入するために学生ローンから借入れをすることを勧めた。Sが話を終わると、Tは、Cに対し、「Wさんへメールを入れよう。偉い人だからお礼を言って『USBを取り置きお願いします。』と言って。」などと告げた。Cは、T、W及びSから次々と本件商品の購入を勧められ、正常な判断ができないまま、Tの指示に従い、Wに対し本件商品の取り置きを依頼する内容の電子メールを送信した。

その翌日、Tは、実際の月収がアルバイト収入としての平均5万円程度であり、その他特段の財産もなかったCに対し、「学生ローン2社から、合計55万円を借りましょう。留学するためにお金を貸してほしいということにしましょう。バイトを週に5回していて、月15万円を安定して稼いでいる。お金を貯めていたが、親が入院してしまい、入院費に使ってしまったと言いましょう。」などと告げ、貸金業者から本件商品の購入資金を借り入れるに際し、その支払能力に関する事項について、虚偽の申告をするよう指示した。Cは、貸金業者に対し、支払能力に関する事項について、Tから指示されたとおり、虚偽申告を行い、貸金業者から合計55万円の借入れをした。

Cは、平成30年7月、同社と本件売買契約を締結した。

【事例4】（迷惑勧誘、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘、売買契約の相手方に支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為）

Tは、学生であり投資の経験がない消費者Dに対し、最近投資を始めたとの話をした上で、Tが投資を教わっている、Tが「すごい人」と称する人物に会えるように交渉してみる旨告げた。後日、Tは、Dに対し、Tが「すごい人」と称する人物がDと会ってくれることになった旨伝えた。

Tは、平成30年6月のある日の午後5時頃、喫茶店において、Dに対し、Tが「すごい人」と称する人物であるYと会う前に投資について少し話をする旨告げ、「今後、年金や生活費が苦しくなっていくから、今のうちに資金を貯めておく必要がある。」、「それには、就職して働いて稼いだお金じゃ足りない。」などと告げた。

その後、TはYと連絡を取り、D及びTは、約束時間よりも3時間以上遅れた同日午後8時30分頃、Yと会うために、別の喫茶店へ行った。Dは、同店において、Yから本件商品に係る説明を2時間程度聞いた後、Tから「今、投資環境で仲良くしている人がいて、その人が〇〇（地名）にいるかもしれないから電話してみるよ。」などと告げられた。Dは、疲れていたため断ったが、Tに押し切られて、Tと共に、更に別の喫茶店へ行った。Dは、Tと共に、同店で、Tが「投資環境で仲良くしている人」と称する人物の到着を待ったが、現れないままDの終電の時間が近づいたので、帰ろうとした。すると、Tは、Dに対し、「今日はオールしよう。投資の話もしたいし。会わせたい人と連絡がとれた。」などと告げた。Dは、Tが自分のために人を呼んでいるため、帰るのは失礼に当たるなどと思いその場に残った。

D及びTが引き続き同店で待っていると、同日午後11時頃、営業員Sが現れた。Sは、Dに対し、「俺が始めたときは54万円を持ってなかったから、学生ローンでお金を借りてシステムを買ったよ。」、「俺は、早く始めれば始めるほど良いと思っていたから、アルバイトしてお金を貯めてからこのシステムを買うより、なるべく早く買って早いうちにたくさん稼いだ方がいいと思う。」などと告げ、本件商品の購入を勧めた。さらに、Tは、Dに対し、「学生ローンで借りても、すぐに返せるから大丈夫だよ。」、「絶対返せるから。」などと告げたが、Dは、本件商品の購入の意思を示さなかった。

翌日午前1時頃、同店の閉店時間となったので、Tは、Dをカラオケ店に連れて行った。Tは、営業員Rに電話をかけ、Rと電話がつながると、Dに対し、Rと電話で話すよう告げ、Dと電話を代わった。その通話において、

Rは、Dに対し、「Dが投資仲間になってくれたら絶対楽しい。一緒に稼ぎたいし、一緒に旅行にも行きたい。」などと言って説得をした。その通話が終わると、Tは、Dに対し「Yに送る文、一緒に考えるから、USBを取り置きしてもらえるように連絡しよう。」と告げた。Dは、Tの長時間の執ような勧誘に疲れて、正常な判断ができないまま、Tが考えた「明日契約をお願いしたい。USBの取り置きをお願いします。」という内容のメッセージをYに対し送信した。

Dが送信し終わると、Tは、Dに対し、同日中に購入資金を借り入れて本件売買契約を締結することを強く勧め、Dは、Tと朝まで共に過ごした後、帰宅した。

同日、Dは、Tに対して本件商品の購入をやめたい意思を伝えたが、Tは、既に、Dの承諾なく、貸金業者に対する資金の借入れの申込みを予約していた。T及びDは、貸金業者へ向かい、その途中で、Tは、実際の月収がアルバイト収入としての平均6万円程度であり、その他特段の財産もなかったDに対し、「普通に言うと大金は貸してくれないから、私がこれから言うことを暗記して、そのとおりに話して。借入額は、60万円。奨学金の借入れがない方がいい。お金を借りたい理由は、〇〇大学への留学が決まっているが、親が病気で倒れてそちらにお金がかかるため借りる必要がある。アルバイトは、月に約15万円稼いでいる。」などと告げ、貸金業者から本件商品の購入資金を借り入れるに際し、その支払能力に関する事項について、虚偽の申告をするよう指示した。Dは、貸金業者に対し、支払能力に関する事項について、Tから指示されたとおりに、虚偽申告を行い、貸金業者から合計50万円の借入れをした。

Dは、平成30年6月、同社と本件売買契約を締結した。

## ファーストこと木村直人に対する行政処分の概要

### 1 処分対象事業者

- (1) 氏名：木村 直人（きむら なおと）
- (2) 屋号：ファースト
- (3) 所在地：東京都世田谷区池尻三丁目30番6号フェリーチェ池尻601
- (4) 設立：平成31年4月1日（営業開始日）
- (5) 取引類型：訪問販売
- (6) 取扱商品：「dmt」と称するバイナリーオプション取引に係る学習用プログラミングツールが内蔵されたUSBメモリ及び「Late」と称する当該ツールを稼働させるためのUSBメモリ（以下これらを併せて「本件商品」という。）

### 2 事業概要

ファーストこと木村直人（以下「同人」という。）は、同人から本件商品を既に購入し同人と本件商品の営業に係る業務委託契約を締結している者（以下「営業員」という。）をして、同人の営業所等以外の場所である喫茶店等において、本件商品の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結させていることから、このような同人が行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売に該当する。

### 3 処分の内容

#### (1) 業務停止命令

同人は、令和2年3月26日から令和2年9月25日までの間、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 同人の行う訪問販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- イ 同人の行う訪問販売に関する売買契約の申込みを受けること。
- ウ 同人の行う訪問販売に関する売買契約を締結すること。

#### (2) 業務禁止命令

同人は、令和2年3月26日から令和2年9月25日までの間、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを禁止する。

ア 訪問販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問販売に関する売買契約の申込みを受けること。

ウ 訪問販売に関する売買契約を締結すること。

### （3）指示

ア 同人は、特定商取引法第3条に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）、同法第6条第1項の規定により禁止される商品の性能につき不実のことを告げる行為並びに同法第7条第1項第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89条。以下「施行規則」という。）第7条第1号の規定に該当する訪問販売に係る売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をする行為、同条第3号の規定に該当する顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行う行為及び同条第6号イの規定に該当する訪問販売に係る売買契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為をしている。かかる行為は、特定商取引法の規定に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、当該行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築して、これを同人の役員及び営業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ 同人は、訪問販売により、本件売買契約を締結しているものであるところ、平成31年4月1日から令和2年3月25日までの間に、平成31年4月以降に同人との間で訪問販売により本件売買契約を締結した全ての相手方（以下「契約の相手方」という。）に対し、以下の事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、同人に対して前記（1）の業務停止命令及び前記（2）の業務禁止命令並びに本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、



令和2年4月27日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足りる証拠及び通知書面を添付すること。）により報告すること。なお、令和2年4月8日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

(ア) 前記(1)の業務停止命令及び前記(2)の業務禁止命令の内容

(イ) 本指示の内容

(ウ) 同人は、遅くとも平成31年4月以降、訪問販売に係る本件売買契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、本件商品には人工知能が搭載されていないにもかかわらず、あたかも、本件商品には人工知能が搭載されているため、その機能により、本件商品を使用してバイナリーオプション取引を行えば、取引により損失を受けたことから学習して再度同様の損失を繰り返すことがないかのように告げていること。

#### 4 処分の根拠となる法令

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

#### 5 処分の原因となる事実

同人は、以下のとおり、特定商取引法に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、訪問販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）（特定商取引法第3条）

同人は、遅くとも平成31年4月以降、訪問販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「金が欲しいのであれば、投資とかやってみるといいかもよ。」、「今度、すごい稼いでいる人に会わせてやるよ。」などと告げるのみで、同人の氏名、本件売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていない。

(2) 商品の性能につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第6条第1項）

同人は、遅くとも平成31年4月以降、本件売買契約の締結について勧

誘をするに際し、実際には、本件商品には人工知能が搭載されていないにもかかわらず、あたかも、本件商品には人工知能が搭載されているため、その機能により、本件商品を使用してバイナリーオプション取引を行えば、取引により損失を受けたことから学習して再度同様の損失を繰り返すことがないかのように告げている。

(3) 迷惑勧誘（特定商取引法第7条第1項第5号の規定に基づく施行規則第7条第1号）

同人は、遅くとも平成31年4月以降、午後9時以降も、深夜に至るまで長時間にわたり勧誘を続け、その際、本件商品の購入意思を示さない消費者に対し、「すぐに始めないと商品がすぐになくなっちゃうよ。」「借りてくりゃいいじゃん。」「大丈夫だよ。みんなそうしてる。みんな返せている。」「俺は半年もかからず返せた。」などと告げて執ように勧誘するなどして、訪問販売に係る本件売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしている。

(4) 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘（特定商取引法第7条第1項第5号の規定に基づく施行規則第7条第3号）

同人は、遅くとも平成31年4月以降、学生であり、投資経験がなく、月に平均して9万円程度又はそれ以下の収入しかなく、その他特段の財産もない消費者に対して、短期間に繰り返し取引をすることにより損失額が大きくなるおそれのある投資に関する、53万9000円と高額な本件売買契約の締結について勧誘し、もって顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っている。

(5) 売買契約の相手方に支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為（特定商取引法第7条第1項第5号の規定に基づく施行規則第7条第6号イ）

同人は、遅くとも平成31年4月以降、本件売買契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、当該相手方が本件売買契約に係る資金を学生ローン等の貸金業者から借り入れるに際し、実際を上回る収入額を貸金業者に対して申告するよう指示するなどして、訪問販売に係る本件売買契約の相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせている。

## 6 勧誘事例

【事例1】（氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）、迷惑勧誘、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘、売買契約の相手方に支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為）

学生である消費者Aは、平成31年4月から同年7月までの間、営業員Zから、「ご飯に行こうよ。」などと誘われ、Zと会うことになった。

Aは、平成31年4月以降、居酒屋において、Zから、同人の氏名、本件売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び本件商品の種類を告げられることはなく、「世界で一番稼いでいるビル・ゲイツ。時給換算で数十億円稼いでいるんだよ。それに対し俺らは、たとえ今給料が良くて言われている会社に入っても、せいぜい年収1千万円位だろ、超頑張ったとしても、それ位が相場だろう。」「でも。将来のこと、老後のことを考えると五千万近くは必要になってくるぞ。」「金が欲しいのであれば、投資とかやってみるといいかもよ。」などと告げられた。Aが関心を示すと、Zから、「今度、すごい稼いでいる人に会わせてやるよ。」などと告げられた。

後日、Aは、SNSでZから、Zが「すごい稼いでいる人」と称する人物と会う日程（令和元年6月から同年7月までの間の連続する2日間）を指定された。

Aは、Zと共に、令和元年6月から7月頃までのある日の午後8時30分頃、Zが「すごい稼いでいる人」と呼ぶ人物である、同人と本件商品の営業に係る業務委託契約を締結している商談担当者（以下「商談担当者」という。）Yと会うため、喫茶店へ行った。同店において、Zは、Yの到着の前に、Aに対し、バイナリーオプション取引の概要等を説明した。

Aは、1時間程度、Zの説明を聞いた後、Zに誘われ、Zと共に別の喫茶店へ行き、Yに会った。Aは、Yから、1時間程度、本件商品の概要や価格等の説明を受けた。その際、Aは、Yから、「買いたくなったらなるべく早く連絡してね。」「数量が限定されるので、すぐに手に入らない可能性があるんだよね。」などと告げられた。

Aは、同店でYと別れた後、Zと共に飲食店へ行き、同店において、Zに対し、すぐには本件商品の購入資金を用意できないことを伝えたところ、Zは、Aに対し、「いや、決断が大事だ。すぐにやった方がいい。」「俺はこれを紹介されて、翌日に始めた。お前にも早く始めて欲しい。一緒に投資に強くなりたから。」などと告げて説得した。Aが本件商品の購入意思を示さないでいると、Zから、「もう一人の友達に合わせる。」と告げられた。

その後、Zが「もう一人の友達」と称する人物である営業員Xが、同店に到着して、A及びZと合流した。Aは、Xから、本件商品の購入のための資金調達方法について、「俺は消費者金融で借りたいよ。」などと言われたため、Z及びXに対し、「今すぐにはできないから、やめとく。」と告げ、Xとは同店で別れた。

Zは、この時点で既に深夜であったが、Aに対し、「もう一人、友達に会わせてやる。」などと告げ、Aと共に、営業員W宅へ行った。Aは、Zに対し、電車で帰れなくなるので帰りたいことを何度も伝えたが、Zからは、「いや、大丈夫。すぐに終わるから。」などと告げられ、帰してもらえず、結局電車で帰れなくなり、W宅に泊まらざるを得なかった。

Aが、Z及びWに対し、再度、購入資金を用意できないため、本件商品の購入はできない旨を伝えると、Z及びWは、Aに対し、「すぐに始めないと商品がすぐになくなっちゃうよ。」「借りてくりゃいいじゃん。みんなそうしてる。みんな返せている。」などと告げて、説得した。さらに、Wは、Aに対し、「俺は半年もかからず返せた。」などと告げて、説得を続け、Zも、Aに対し、「俺は始めて3ヵ月だけど、もうすぐ返せる。」「明日一緒に消費者金融行くぞ。俺と一緒にいって行ってやるから。」などと告げて、説得を続けた。

また、Wは、年収がアルバイト収入としての平均60万円程度であり、その他特段の財産もないAに対し、貸金業者から本件商品の購入資金を借り入れるに際し、その支払能力に関する事項について、借入れの目的については「司法書士の資格取得の勉強代」、年収については「ちょっと盛れ、100万円くらいにしとけ。そう言えば貸してくれるから。」などと告げ、虚偽の申告をするよう指示した。

Aは、一晩にわたり二人から勧誘が行われたことによる疲れから、正常な判断ができない状態になった。

Y及びXから勧誘行為を受け始めた日の翌日、Aは、Zと共に、貸金業者の最寄り駅へ行った。Aは、貸金業者に対し、支払能力に関する事項について、Wから指示されたとおり、虚偽申告を行い、貸金業者から合計45万円の借入れをした。

Aは、令和元年6月から同年7月までの間に、同人と本件売買契約を締結した。

**【事例2】**（氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）、商品の性能につき不実のことを告げる行為、迷惑勧誘、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認め

られる勧誘、売買契約の相手方に支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為)

従業員Vは、令和元年5月、学生であり投資の経験がない消費者Bに対し、「今度ご飯食べない。」と誘い、同月中、飲食店において、Bに対し、同人の氏名、本件売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び本件商品の種類を告げることなく、「最近投資やってんだよね。」、「先月デモだけど10万か20万円くらいいった。」、「おれが投資教わっている人がいるんだけど。」などと告げた。Bは、Vが「投資を教わっている人」と呼ぶ人物から話を聞くことを承諾した。

後日、Bは、Vから、電話で「日程の確認なんだけど、5月〇日と〇日（注：令和元年5月の連続する2日間である。）で、〇日の午後〇時から空いてるよね。」、「ファーストのUさんって人に投資に関する商談してもらえるから、楽しみにしてて。」などと告げられた。

Bは、商談担当者Uから投資の話聞くため、Vと共に、同月のある日の夜、飲食店へ行った。同店において、Vは、Bに対し、投資の話をしてもらう商談担当者がUからSに変更となり、Sが遅れてくる旨告げて、投資の説明を始めた。Vは、Bに対し、ルール化されたシステムを用いてバイナリーオプション取引を行っている人が利益を得ている旨などを述べた上で、本件商品に内蔵されたバイナリーオプション取引を対象とした学習用プログラミングツールを「システム」と称して、「システムには、AIが入っていて、負けても学習して、どんどん強くなっていく。」、「人は10通りの考えしかできないんだけど、AIは10万通りの考えができるから、AIが勝てる道筋を教えてくれる。」、「だから、車1、2台買えちゃうくらい高いんだ。」などと告げた。

その後、Bは、Vから、「お世話になっている人がいるんだけど、会って見ない。」などと告げられたため、同店を出て、従業員Tと会い、Tから、「Sさんは、めっちゃすごい人だから。」などと、Sに関するエピソードを告げられた。

Bは、Tと別れ、既に夜遅い時刻であったが、Vと共に、別の喫茶店へ行き、同店において、Sから、本件売買契約の締結についての勧誘を受けた。その際、Sは、Bに対し、「ファーストで販売しているシステムの名前がdmtっていいです。」、「ファーストで販売しているシステムは、USB2本であり、1つは、システムが入ったUSBで、もう1つは、情報漏洩とかを防ぐためのセキュリティUSB」などと告げた。

同店を出た時には深夜であり、Bが、Vに対して、本件商品を購入することができない旨及び電車で自宅に帰ることができなくなった旨を伝えると、B

は、Vから、「Tさんに、不安なことを聞いてもらおう。」「泊まる場所があるから大丈夫だよ。」などと告げられた。

B及びVは、その後、駅で、Tと会い、飲食店に行き、食事をした。Bは、月収が多くともアルバイト収入としての5万円程度で、奨学金も借りていたため、同店において、Tに対し、「53万9000円もお金がないです。」などと告げると、Tから、「お金がなくても学生に優しく貸してくれるところがあったね。」「学生ローンといって、月に数千円返せばいいだけだから。」などと告げられたため、BはTに対し、曖昧な返事をした。

その後、B、V及びTは、宿泊施設に移動した。同施設において、Tは、Bに対し、「お金を借りても3か月で返し終わるから大丈夫だよ。」などと告げた。Bが、Tに対し、「やってみます。」と告げると、Tから、「商品の数に限りがあるので、置き置きメールを送ろう。」などと告げられたため、Bは、その翌日午前1時から午前3時までの間、Tから言われたとおり、Sに対して、本件商品の置き置きを依頼する内容の電子メールを送信した。

同日、Bは、Vと共に、貸金業者の最寄り駅へ行った。Vは、Tに電話で連絡した後、携帯電話のメモ機能を使い、Bが貸金業者に対して申告する内容を記録した。Vは、Bに対し、「公認会計士の資格取得の学校に通うために60万円が必要。月収を15万円から20万円稼いでいる。奨学金は借りていない。」などと記録された携帯電話のメモをその場にいたBの携帯電話にSNSで送信し、貸金業者から本件商品の購入資金を借り入れるに際し、その支払能力に関する事項について、虚偽の申告をするよう指示した。Bは、貸金業者に対し、支払能力に関する事項について、Vから指示されたとおり、虚偽申告を行い、貸金業者から合計60万円の借入れをした。

Bは、令和元年5月、同人と本件売買契約を締結した。

### 【事例3】（商品の性能につき不実のことを告げる行為）

営業員Rは、平成31年4月、消費者Cに対し、SNSで、「投資、やるんだよね。」「今月、俺、50万いったよ。」「資産4億の話、聞いてみねえ？」などと告げ、Cは、投資の話聞くことを承諾した。

その後、Cは、Rから、SNSの通話サービスで、「ファーストのQさんと投資の話ができることになったので楽しみにしといて」などと告げられ、話を聞く日の連絡を受けた。

Cは、Rと共に、平成31年4月のある日、Qから投資の話聞くため、喫茶店へ行った。Rは、同店において、Qが遅れて到着する旨告げ、Cに対し、投資により損失を出さず割合が95パーセント、投資により利益を得る割合が5

パーセントであり、Qがこの5パーセントに入っている旨などを述べた上で、「俺らは、AIが入ったバイナリーオプションの投資用USBを使ってやっているから、AIの力によって5パーセントの方に入れていたんだ。」「USBは、AIが入っているので勝手に強くなっていく。」「一度した負けを記憶して二度と同じ負けは繰り返さない。」などと告げた。

その後、Cは、Rと共に、別の喫茶店において、Qとは別のYから、本件商品の説明を受け、同月、同人と本件売買契約を締結した。

【事例4】（商品の性能につき不実のことを告げる行為（販売業者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）、迷惑勧誘、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘、売買契約の相手方に支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為）

Rは、平成31年4月、学生であり投資経験のない消費者Dに対し、「先月20万円儲かった。」「儲け話があるので2日間空けてほしい。」などと告げ、Dは、Rの話聞くことを承諾した。

数日後、Dは、Rから、電話で「ファーストのQさんっていう人に、投資の話をしてもらえるから楽しみにしてほしい。」などと告げられた。

Dは、Rと共に、平成31年4月のある日の夜、Qから投資の話聞くため、喫茶店へ行った。すると、Rは、Qが遅れて到着する旨告げて、本件商品について説明を始めた。Rは、Dに対し、「USBには人工知能がついているから、高くて、車1台分くらいの価値があるんだ。」などと告げた。

Qは、約束した時間に遅れて、同店に到着すると、Dに対し、本件商品の説明を行った。Dは、同店を出ると、路上で、Rに対し、本件商品が高額であるので、購入することができないことを伝えると、Rは、Dに対し、「近くに信頼できる人がいるから聞いてみない。」などと告げた上で、営業員Pを電話で呼び出し、D及びRは、路上でPと会った。その際、Dは、Pから、本件商品の購入のための資金調達方法について、「学生ローンや消費者金融から借りればいいんだよ。」「俺たちは、USBを使って、稼いでもう返せたよ。」などと告げられた。さらに、Rも、Dに対し、「一緒に稼ごうよ。」などと告げた。Dが、P及びRに対し、「お金を借りるのはちょっと抵抗があるんだけど。」と告げると、Pは、Dに対し、「学生ローンはそんなにかたいもんじゃないんだよ。」「留学の話すれば借りれるよ。」「お金は、すぐに返せるよ。」などと告げて、説得した。Rも、Dに対し、「自分も返せたから大丈夫だよ。」などと告げて、説得を続けた。

Dは、R及びPから、Dが利用する電車の終電時間まで、学生ローン等で資

金を借り入れることを勧められたが、本件商品の購入の意思を示さなかった。そして、Dは、Rと共に、電車に乗ると、Rから、「QさんにUSBの置きメールを送ろう。」などと告げられた。Dは、Rから言われたとおり、Qに対し、本件商品の置きメールを送信した。Dは、翌日にRと駅で待ち合わせをする約束をして、Rと別れて帰宅した。

その翌日、Dは、再度、Rに、資金を借り入れたくない旨を告げると、Rから、「ここまで来てそれはないだろう。」「お前のために時間を作ったんだから。」などと告げられて、説得された。そして、Rは、実際の月収がアルバイト収入としての平均6万円程度であり、奨学金を借りていたDに対し、「〇〇で税理士 60万必要」、「バイト月16万」、「奨学金なし」、「投資関係ではない」などと記載されたメッセージをSNSで送信するなどして、貸金業者から本件商品の購入資金を借り入れるに際し、その支払能力に関する事項について、虚偽の申告をするよう指示をした。Dは、貸金業者に対し、支払能力に関する事項について、Rから指示されたとおり、虚偽申告を行い、貸金業者から合計35万円の借入れをした。

Dは、平成31年4月、同人と本件売買契約を締結した。

【事例5】（迷惑勧誘、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘、売買契約の相手方に支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為）

Rは、平成31年2月、学生であり投資経験や知識がない消費者Eに対し、「今投資をやっている、来月には利益が20万円くらいいくかもしれない。」「だからバイトも辞めた。」「投資をすれば半月で50万円はいく。」「だから就活はしない。」「これは、詐欺じゃないし、投資の悪質なものではないよ。」などと告げた。

その後、Eは、Rから、複数回、「投資の話聞きに行こう。」などと誘われ、「4月〇日、4月〇日の2日間を空けろ」、「とにかくすごい人で、その人と同じ投資のやり方をすれば良い。」などと告げられた。Eは、投資の話聞くことを承諾した。

Eは、Rと共に、平成31年4月のある日の夕刻、喫茶店へ行った。同店において、Rは、Rが「投資をしてくれる人」と称するUの到着の前に、Eに対し、「あるシステムを使うと儲けることができる。」などと告げた。

Uは、約束の時間から遅れて、同日夕方から夜頃、同店に到着し、Eに対して本件商品の説明を行った。

Eは、同日夜、Uと別れた後、Rに対し、「USBを購入するためのお金が



ない。」と告げると、Rから、「お世話になっている、先輩を紹介する。」「その人に、お金をどうするか聞く。」などと告げられた。E及びRは、飲食店へ行き、従業員Pと会った。Pは、同飲食店において、Eに対し、「これから、投資を始めるんだったら、サポートする。」「お金は、消費者金融で借りればいい。」「返せるお金が3、4か月で貯まった。」「もし、始めるなら明日からやった方がいい。」などと告げた。Eが不安な様子を見せると、さらに、Rは、Eに対し、「大丈夫。」「俺でもぜんぜん大丈夫だったから。」などと告げた。

Eは、R及びPから深夜まで勧誘を受け、長時間の勧誘に疲れ、正常な判断ができなくなり、貸金業者から本件商品の購入資金の借入れをすることとして、電車で帰宅した。

Eは、その翌日、貸金業者の最寄りの駅で、Rと会った。Eが、Rに対し、貸金業者から資金を借り入れる方法を尋ねると、Rは、Pに電話をかけ、Pが電話に出ると、Eに電話を渡した。その電話において、Pは、実際の月収がアルバイト収入としての平均9万円程度であり、その他特段の財産もないEに対し、「学生では貸さないから、社会人と言った方がいい。」「お金を借りる理由は、同窓会の箱代が60万必要であると言えば、50万円貸してくれると思う。」「バイト先の身分を社員と名乗って、さらに月収は36万円、年収は432万円と言えば、60万円の借入の申込みができる。」などと告げて、貸金業者から本件商品の購入資金を借り入れるに際し、その支払能力に関する事項について、虚偽の申告をするよう指示した。Eは、貸金業者に対し、支払能力に関する事項について、Pから指示されたとおり、虚偽申告を行い、貸金業者から合計50万円の借入れを行った。

Eは、平成31年4月、同人と本件売買契約を締結した。

株式会社ライズに対する行政処分の概要  
(連鎖販売取引)

1 処分対象事業者

- (1) 名称：株式会社ライズ  
(法人番号：2010901044431)
- (2) 代表者：代表取締役 木村 直人 (きむら なおと)
- (3) 所在地：東京都世田谷区池尻三丁目30番6号フェリーチェ池尻601
- (4) 資本金：100万円
- (5) 設立：令和元年6月21日
- (6) 取引類型：連鎖販売取引
- (7) 取扱商品：「SC」と称するバイナリーオプション取引に係る学習用プログラミングツールが内蔵されたUSBメモリ及び「Latte」と称する当該ツールを稼働させるためのUSBメモリ(以下これらを併せて「本件商品」という。)

2 事業概要

株式会社ライズ(以下「同社」という。)は、紹介料を收受し得ることをもって、本件商品の販売をあっせんする者(以下「営業員」という。)を誘引し、その者と本件商品の購入を伴う本件商品の販売に係る取引を行っている。当該紹介料は特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)第33条第1項に規定する特定利益(以下「特定利益」という。)に該当し、本件商品の購入は同行に規定する特定負担(以下「特定負担」という。)に該当することから、同社は特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売業を行っている。

3 処分の内容

(1) 取引等停止命令

同社は、令和2年3月26日から令和2年6月25日までの間、連鎖販売業に係る連鎖販売取引(特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。以下同じ。)のうち、次の取引等を停止すること。

ア 同社の行う連鎖販売取引について勧誘を行い、又は同社が統括する一

連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての勧誘を行わせる者（特定商取引法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ 同社の行う連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。

ウ 同社の行う連鎖販売取引についての契約を締結すること。

## (2) 指示

勧誘者は、特定商取引法第33条の2に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）並びに同法第38条第1項第4号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号。以下「施行規則」という。）第31条第6号の規定に該当する連鎖販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行う行為及び同条第8号イの規定に該当する連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為をしている。かかる行為は、特定商取引法の規定に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、当該行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築して、これを同社の役員及び営業員に、前記（1）の取引等停止命令に係る取引等を再開するまでに周知徹底すること。

## 4 処分の根拠となる法令

特定商取引法第38条第1項及び第39条第1項

## 5 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

### (1) 氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）（特定商取引法第33条の2）

勧誘者は、遅くとも令和元年7月以降、本件連鎖販売取引をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「お金儲けについて、す

すごい人がある。会って話だけでも聞いてみないか。」などと告げるのみで、統括者の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていない。

- (2) 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘（特定商取引法第38条第1項第4号の規定に基づく施行規則第31条第6号）

勧誘者は、遅くとも令和元年7月以降、本件連鎖販売取引の勧誘をしようとするとき、学生であり、投資経験がなく、月に多くとも9万円程度又はそれ以下の収入しかなく、その他特段の財産もない消費者に対して、短期間に繰り返し取引をすることにより損失額が大きくなるおそれのある投資に関する、53万9000円と高額な本件連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘し、もって連鎖販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っている。

- (3) 連鎖販売取引についての契約の相手方に支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為（特定商取引法第38条第1項第4号の規定に基づく施行規則第31条第8号イ）

勧誘者は、遅くとも令和元年7月以降、連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、当該相手方が特定負担に係る資金を学生ローン等の貸金業者から借り入れるに際し、実際を上回る収入額を貸金業者に対して申告するよう指示するなどして、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせている。

## 6 勧誘事例

【事例1】（氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示））

消費者Aは、令和元年7月から同年9月までの間に、営業員Zと会った際、Zから、同社の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び本件商品の種類を告げられることなく、「お金儲けについて、すごい人がある。会って話だけでも聞いてみないか。」「2日連続で話を聞くから、都合のいい日にちを決めて。」などと告げられた。

後日、Aは、電話で、Zから、「株式会社ライズの方から、〇月〇日と〇日（令和元年7月から9月までの間の連続する2日間）、投資の話が聞けること

になったので、日程をあけておいて。」と告げられ、Zが「すごい人」と称する人物と会うことを承諾した。

Aは、その数日後、Zと共に、飲食店において、Zが「すごい人」と称する人物である本件商品の販売をあっせんする商談担当者（以下「商談担当者」という。）Yと会い、Yから、本件商品の説明を受け、その翌日、同社と本件商品の売買契約を締結した。

【事例2】（顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘、連鎖販売取引についての契約の相手方に支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為）

営業員Xは、令和元年7月から9月までの間に、学生であり投資の知識や経験がない消費者Bと食事をした際、「先輩で投資を始めて10カ月でタワーマンションに住んで、彼女をヘリコプターで東京の空を遊覧させた人がいる」という話をした上、「その先輩が投資について話を聞かせてくれる」と告げた。Xは、Bが関心を示すと、Bに予定が空いている2日間を尋ね、Bを上記「先輩」と称する人物と引き合わせる約束を取り付けた。

Bは、令和元年7月から9月までの間のある日、Xと待ち合わせをして喫茶店に行き、Xから本件商品の説明を聞いた後、Xと共に別の喫茶店に移動し、Xが上記「先輩」と称する人物である商談担当者Wから本件商品の内容やその価格が53万9000円であること等を聞いた。Wの説明の後、同店を出てから、Bが、Xに対し、「53万9000円なんて持ってないよ。」と告げたところ、Xは、学生ローンで借りられる旨答え、営業員Vに架電し、B及びXは、Vとファストフード店で会うことになり、同店に移動した。Bは、同店において、Vから、「投資を始めて2、3カ月で30万円の利益を出した。」、「借りたお金はすぐ返した。」、「早く始めた方がいい。」、「一人暮らしで独立もできた。」などと言われて説得されたことから、本件商品を購入することとし、V及びXと、貸金業者に行く日程を話した。

X及びVは、令和元年7月から9月までの間のある日、Bとファストフード店で待ち合わせをした。Vは、実際の月収がアルバイト収入としての平均7万円程度であり負債があったBに対し、貸金業者から本件商品の購入資金を借り入れるに際し、その支払能力に関する事項について、月収13万円から15万円、年収130万円から150万円程度である旨及び負債はない旨の申告をするように告げ、虚偽の申告をするよう指示した。Bは、貸金業者に対し、支払能力に関する事項について、Vから指示されたとおり、虚偽申告を行い、貸金業者から合計55万円を借り入れた。

Bは、同日、同社と本件商品の売買契約を締結した。

【事例3】（顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘、連鎖販売取引についての契約の相手方に支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為）

学生であり投資の知識や経験がない消費者Cは、令和元年7月から9月までの間に、居酒屋で、営業員Uから、「最近投資を始めたんだよね。」と告げられた。Cは、翌日、Uから、「もし投資に興味があるんだったら、Wさんというすごい人がいるから、会って話してみない。」と誘われたため、承諾した。Cは、Uから、「いつだったらいい。2日間連続で空けてほしい。」と尋ねられたため、「〇月〇日、〇日ならいいよ。」と答え、Wと会うことを決めた。

C及びUは、令和元年7月から9月までの間のある日、喫茶店で待ち合わせをしていたが、UがWと連絡を取っていたところ、Wとはホテルのロビーで会うことになった。Cは、Uと共に、同ホテルに移動し、ロビーにおいて、Wから本件商品の内容及びその値段が53万9000円であることの説明を受けた。Cは、Wから説明を受けた後、Uと共に宿泊施設に泊まることとなったが、C及びUが同施設に移動する途中、営業員Tが合流した。Cは、Tからも本件商品を勧められ、これを購入することとした。

Cは、翌日の朝、Uから、「学生ローンでお金を借りるから。」と告げられ、Uと共に、貸金業者の最寄り駅に向かった。Uは、Tに電話で連絡し、貸金業者から資金の借入れの方法を聞き、Tの指示をスマートフォンのメモ機能を使って記録し、そして、Uは、実際の月収が多くともアルバイト収入としての9万円程度であり、その他特段の財産もないCに対し、「公認会計士」、「欲しい額→60万」、「収入→月15万 強気に15万っていう」などと記載された画像をSNSで送信するなどして、貸金業者から本件商品の購入資金を借り入れるに際し、その支払能力に関する事項について、虚偽の申告をするよう指示した。Cは、貸金業者へ行き、支払能力に関する事項について、Uから指示されたとおり、虚偽申告を行い、貸金業者から合計60万円の借入れをした。

Cは、同日、同社と本件商品の売買契約を締結した。

株式会社ライズに対する行政処分の概要  
(訪問販売)

1 処分対象事業者

- (1) 名称：株式会社ライズ  
(法人番号：2010901044431)
- (2) 代表者：代表取締役 木村 直人 (きむら なおと)
- (3) 所在地：東京都世田谷区池尻三丁目30番6号フェリーチェ池尻601
- (4) 資本金：100万円
- (5) 設立：令和元年6月21日
- (6) 取引類型：訪問販売
- (7) 取扱商品：「SC」と称するバイナリーオプション取引に係る学習用プログラミングツールが内蔵されたUSBメモリ及び「Latte」と称する当該ツールを稼働させるためのUSBメモリ(以下これらを併せて「本件商品」という。)

2 事業概要

株式会社ライズ(以下「同社」という。)は、同社から本件商品を既に購入し同社から勧誘の委託を受けた者(以下「営業員」という。)をして、同社の営業所等以外の場所である喫茶店等において、本件商品の売買契約(以下「本件売買契約」という。)を締結させていることから、このような同社が行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)第2条第1項に規定する訪問販売に該当する。

3 処分の内容

(1) 業務停止命令

同社は、令和2年3月26日から令和2年6月25日までの間、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 同社の行う訪問販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- イ 同社の行う訪問販売に関する売買契約の申込みを受けること。
- ウ 同社の行う訪問販売に関する売買契約を締結すること。

(2) 指示

同社は、特定商取引法第3条に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）並びに同法第7条第1項第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号。以下「施行規則」という。）第7条第3号の規定に該当する顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行う行為及び同条第6号イの規定に該当する訪問販売に係る売買契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為をしている。かかる行為は、特定商取引法の規定に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、当該行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築して、これを同社の役員及び営業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

4 処分の根拠となる法令

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

5 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、訪問販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）（特定商取引法第3条）

同社は、遅くとも令和元年7月以降、訪問販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「お金儲けについて、すごい人がいる。会って話だけでも聞いてみないか。」などと告げるのみで、同社の名称、本件売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていない。

(2) 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘（特定商取引法第7条第1項第5号に基づく施行規則第7条第3号）

同社は、遅くとも令和元年7月以降、学生であり、投資経験がなく、月に多くとも9万円程度又はそれ以下の収入しかなく、その他特段の財産も



ない消費者に対して、短期間に繰り返し取引をすることにより損失額が大きくなるおそれのある投資に関する、53万9000円と高額な本件売買契約の締結について勧誘し、もって顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っている。

- (3) 売買契約の相手方に支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為（特定商取引法第7条第1項第5号の規定に基づく施行規則第7条第6号イ）

同社は、遅くとも令和元年7月以降、本件売買契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、当該相手方が本件売買契約に係る資金を学生ローン等の貸金業者から借り入れるに際し、実際を上回る収入額を貸金業者に対して申告するよう指示するなどして、訪問販売に係る本件売買契約の相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせている。

## 6 勧誘事例

- 【事例1】（氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示））

消費者Aは、令和元年7月から同年9月までの間に、営業員Zと会った際、Zから、同社の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び本件商品の種類を告げられることなく、「お金儲けについて、すごい人がいる。会って話だけでも聞いてみないか。」「2日連続で話を聞くから、都合のいい日にちを決めて。」などと告げられた。

後日、Aは、電話で、Zから、「株式会社ライズの方から、〇月〇日と〇日（令和元年7月から9月までの間の連続する2日間）、投資の話が聞けることになったので、日程をあけておいて。」と告げられ、Zが「すごい人」と称する人物と会うことを承諾した。

Aは、その数日後、Zと共に、飲食店において、Zが「すごい人」と称する人物である本件商品の販売をあっせんする商談担当者（以下「商談担当者」という。）Yと会い、Yから、本件商品の説明を受け、その翌日、同社と本件商品の売買契約を締結した。

- 【事例2】（顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘、売買契約の相手方に支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為）

営業員Xは、令和元年7月から9月までの間に、学生であり投資の知識や経

験がない消費者Bと食事をした際、「先輩で投資を始めて10カ月でタワーマンションに住んで、彼女をヘリコプターで東京の空を遊覧させた人がいる」という話をした上、「その先輩が投資について話を聞かせてくれる」と告げた。Xは、Bが関心を示すと、Bに予定が空いている2日間を尋ね、Bを上記「先輩」と称する人物と引き合わせる約束を取り付けた。

Bは、令和元年7月から9月までの間のある日、Xと待ち合わせをして喫茶店に行き、Xから本件商品の説明を聞いた後、Xと共に別の喫茶店に移動し、Xが上記「先輩」と称する人物である商談担当者Wから本件商品の内容やその価格が53万9000円であること等を聞いた。Wの説明の後、同店を出てから、Bが、Xに対し、「53万9000円なんて持ってないよ。」と告げたところ、Xは、学生ローンで借りられる旨答え、従業員Vに架電し、B及びXは、Vとファストフード店で会うことになり、同店に移動した。Bは、同店において、Vから、「投資を始めて2、3カ月で30万円の利益を出した。」、「借りたお金はすぐ返した。」、「早く始めた方がいい。」、「一人暮らしで独立もできた。」などと言われて説得されたことから、本件商品を購入することとし、V及びXと、貸金業者に行く日程を話した。

X及びVは、令和元年7月から9月までの間のある日、Bとファストフード店で待ち合わせをした。Vは、実際の月収がアルバイト収入としての平均7万円程度であり負債があったBに対し、貸金業者から本件商品の購入資金を借り入れるに際し、その支払能力に関する事項について、月収13万円から15万円、年収130万円から150万円程度である旨及び負債はない旨の申告をするように告げ、虚偽の申告をするよう指示した。Bは、貸金業者に対し、支払能力に関する事項について、Vから指示されたとおり、虚偽申告を行い、貸金業者から合計55万円を借り入れた。

Bは、同日、同社と本件商品の売買契約を締結した。

**【事例3】**（顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘、売買契約の相手方に支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為）

学生であり投資の知識や経験がない消費者Cは、令和元年7月から9月までの間に、居酒屋で、従業員Uから、「最近投資を始めたんだよね。」と告げられた。Cは、翌日、Uから、「もし投資に興味があるんだったら、Wさんというすごい人がいるから、会って話してみない。」と誘われたため、承諾した。Cは、Uから、「いつだったらいい。2日間連続で空けてほしい。」と尋ねられたため、「〇月〇日、〇日ならいいよ。」と答え、Wと会うことを決めた。

C及びUは、令和元年7月から9月までの間のある日、喫茶店で待ち合わせをしていたが、UがWと連絡を取っていたところ、Wとはホテルのロビーで会うことになった。Cは、Uと共に、同ホテルに移動し、ロビーにおいて、Wから本件商品の内容及びその値段が53万9000円であることの説明を受けた。Cは、Wから説明を受けた後、Uと共に宿泊施設に泊まることとなったが、C及びUが同施設に移動する途中、従業員Tが合流した。Cは、Tからも本件商品を勧められ、これを購入することとした。

Cは、翌日の朝、Uから、「学生ローンでお金を借りるから。」と告げられ、Uと共に、貸金業者の最寄り駅に向かった。Uは、Tに電話で連絡し、貸金業者から資金の借入れの方法を聞き、Tの指示をスマートフォンのメモ機能を使って記録し、そして、Uは、実際の月収が多くともアルバイト収入としての9万円程度であり、その他特段の財産もないCに対し、「公認会計士」、「欲しい額→60万」、「収入→月15万 強気に15万っていう」などと記載された画像をSNSで送信するなどして、貸金業者から本件商品の購入資金を借り入れるに際し、その支払能力に関する事項について、虚偽の申告をするよう指示した。Cは、貸金業者へ行き、支払能力に関する事項について、Uから指示されたとおり、虚偽申告を行い、貸金業者から合計60万円の借入れをした。

Cは、同日、同社と本件商品の売買契約を締結した。

## 前田 朗に対する行政処分の概要

### 1 名宛人

前田 朗（以下「同人」という。）

### 2 処分の内容

同人は、令和2年3月26日から令和2年9月25日までの間、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

- (1) 訪問販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に関する売買契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に関する売買契約を締結すること。

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

### 4 処分の原因となる事実

- (1) 消費者庁長官は、別紙1のとおり、株式会社 i tec japan（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、同社が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた訪問販売に関する業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

## 福島 裕基に対する行政処分の概要

### 1 名宛人

福島 裕基（以下「同人」という。）

### 2 処分の内容

同人は、令和2年3月26日から令和2年9月25日までの間、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

- (1) 訪問販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に関する売買契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に関する売買契約を締結すること。

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

### 4 処分の原因となる事実

- (1) 消費者庁長官は、別紙1のとおり、株式会社 i tec japan（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、同社が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた訪問販売に関する業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

## 木村 直人に対する行政処分の概要

### 1 名宛人

木村 直人（以下「同人」という。）

### 2 処分の内容

同人は、令和 2 年 3 月 2 6 日から令和 2 年 6 月 2 5 日までの間、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 3 3 条第 1 項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

- (1) 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第 3 3 条第 2 項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（特定商取引法第 3 3 条の 2 に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。
- (2) 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。
- (3) 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 3 9 条の 2 第 1 項

### 4 処分の原因となる事実

- (1) 消費者庁長官は、別紙 3 のとおり、株式会社ライズ（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第 3 9 条第 1 項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。
- (2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

## 特定商取引に関する法律第8条第1項に基づく業務の一部停止命令及び 第7条第1項に基づく指示並びに第8条の2第1項に基づく業務禁止命令

### 1 事業者の概要

事業者名 株式会社 i tec japan (法人番号 010401136799) (以下「当該事業者」という。)

代表者等 代表取締役 前田 朗 (まえだ あきら)  
取 締 役 福島 裕基 (ふくしま ゆうき)

本店所在地 東京都品川区西五反田二丁目 25 番 9 号サンロイヤル五反田 401

設 立 平成 30 年 2 月 16 日

資 本 金 100 万円

業務内容 「Project advance」と称するバイナリーオプションに係る学習用プログラミングツールが内蔵されたUSB及び「Espresso」と称する当該ツールを稼働させるためのUSB (以下「本件商品」という。)の売買契約 (以下「本件売買契約」という。)

売 上 高 7 億 2226 万 5000 円 (平成 30 年 3 月～平成 31 年 3 月) (事業者報告による。)

業務委託契約者※ 795 名 (事業者報告による。)

※当該事業者と本件売買契約をした後、本件商品の販売に関する業務委託契約を結んだ者

### 2 上記事業者に関する都内の相談の概要 (令和2年3月24日現在)

平均年齢	平均契約額	相 談 件 数			
		29 年度	30 年度	元年度	合計
約 21.1 歳 (20～28 歳)	約 53.6 万円 (最大 60 万円)	2 件	99 件	129 件	230 件

参考：全国 29 年度 2 件、30 年度 178 件、元年度 243 件、合計 423 件

### 3 業務の一部停止命令 (法人) の内容

令和2年3月26日 (命令の日の翌日) から令和2年9月25日までの間 (6か月間)、特定商取引に関する法律第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (1) 売買契約の締結について勧誘すること。
- (2) 売買契約の申込みを受けること。
- (3) 売買契約を締結すること。

### 4 業務の一部停止命令の対象となる不適正な取引行為

不 適 正 な 取 引 行 為	特定商取引に関する 法律の条項
勧誘に先立って、消費者に対し、「バイト以外にも稼ぐ方法がある。」「私がやっている投資に関するすごい人がある。なかなか会えない。芸能人が来るようなカフェで会わせたい。」などと告げるのみで、当該事業者の名称、本件売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る本件商品の種類を明らかにしていなかった。	第3条 勧誘目的等不明示

<p>本件売買契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、人工知能が搭載されていないにも関わらず、「AI を利用したシステムに頼ることで、属人的な判断を排除し勝率を上げている」「AI が入った USB だから勝てる」「システムには人工知能が入っているから、だんだん強くなる。」などと、あたかも本件商品に人工知能が搭載されているかのように、本件商品の性能について不実を告げていた。</p>	<p>第6条第1項第1号 不実告知（商品の性能）</p>
<p>本件売買契約の締結について勧誘をするに際し、複数日にわたり3時間以上の勧誘を行うなど、長時間かつ執拗に消費者に対し迷惑を覚えさせるような仕方でも勧誘を行っていた。</p>	<p>第7条第1項第5号 省令(*)第7条第1号 迷惑勧誘</p>
<p>本件売買契約の締結について勧誘をするに際し、投資経験がなく、その他特段の収入・財産もない学生に対して、難しい投資でリスクも高い取引であるバイナリーオプションに関する本件商品を53万7,000円で販売しており、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っていた。</p>	<p>第7条第1項第5号 省令第7条第3号 適合性原則違反</p>
<p>本件売買契約の相手方に対し、本件売買契約に基づく債務を履行させるため、消費者が本件商品の購入資金を貸金業者から借り入れるに際し、奨学金は借りていないことにすること、借入理由は車を買う必要があるためとすること、実際の年収ではなく百何十万円とすること等と事実と異なる理由や年収で申込するよう指示するなどして、本件売買契約の相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせていた。</p>	<p>第7条第1項第5号 省令第7条第6号イ 支払能力虚偽申告教唆</p>

\*省令：特定商取引に関する法律施行規則

## 5 指示（法人）の内容

- (1) 当該事業者は、業務停止命令を受けた違反行為の発生原因について、調査分析の上、検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から1か月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。
- (2) 当該事業者は、違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、東京都知事宛て文書にて報告すること。

## 6 業務禁止命令（個人）の内容

対象者	業務禁止命令の内容	命令の原因となった事実
前田 朗	<p>令和2年3月26日（命令の日の翌日）から令和2年9月25日までの間（6か月間）、当該事業者に対して訪問販売に関する業務の停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。</p>	<p>当該事業者の設立当初から当該事業者の代表取締役を務めており、当該事業者において、本件売買契約に係る勧誘方法について指示を行っている上、商品管理、当該事業者が訪問販売を実施するための組織編成、営業員に対しての人事について最終決定権を有していたものであり、本件売買契約に係る訪問販売業務全般を監督・指導する立場にあり、当該業務の停止を命ぜられる業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。</p>
福島 裕基		<p>当該事業者の設立当初から当該事業者の取締役を務めており、当該事業者における営業責任者として、営業行為全般を統括し、営業員に対して営業行為に関する具体的な指示等を行っている上、人事権につ</p>



		<p>いても、当該事業者の代表取締役である前田朗と共に最終決定権を有していたものであり、本件売買契約に係る訪問販売業務全般を監督・指導する立場にあることから、当該業務の停止を命ぜられる業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。</p>
--	--	--

## 7 今後の対応

- (1) 業務停止命令及び業務禁止命令に違反した場合は、行為者に対しては、特定商取引に関する法律第 70 条の規定により、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金又はこれらを併科する手続きを、法人に対しては、同法第 74 条の規定に基づき、3 億円以下の罰金を科する手続きを行う。
- (2) 指示に基づく検証結果について、令和 2 年 4 月 25 日までに都知事宛てに報告させる。
- (3) 指示に基づく再発防止策及びコンプライアンス体制の構築について、令和 2 年 8 月 25 日までに都知事宛てに報告させる。
- (4) 指示に従わない場合には、同法第 71 条の規定により、行為者に 6 月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金又はこれを併科する手続きを、法人に対しては、同法第 74 条の規定に基づき、100 万円以下の罰金を科する手続きを行う。

## (事例1)

平成30年11月、大学生甲は、高校時代の友人A（営業員）から久しぶりに連絡を受け、都内の遊技場で会ったところ、「バイト以外にも稼ぐ方法がある。」、「バイトで稼いだお金を増やす方法がある。」などと聞かされた。12月に入るとまたAから「稼ぐ方法を詳しく教えるから。」と連絡があり、都内の飲食店で、生涯年収より生涯支出の方が多いという話やバイナリーオプション取引のことを説明されたあと、「このシステムを販売している、すごい人に会わせてあげる。」と誘われた。このときAから、事業者の名称や本件商品を購入しなければならないことについての説明は一切なかった。

その後も何度も連絡があり、Aが「すごい人」と呼ぶB（営業員）に会うよう誘われた。甲は、これまで投資の経験も知識もなかったが、少し興味を持つようになり、Aの誘いを受入れることにした。

平成31年3月、甲はAと二人で都内の喫茶店に行った。そこでAは、「システムには人工知能が入っているから、だんだん強くなる。」、「過去のパターンの分析もAIがするから、勝てるシステムなんだ。」、「だから高い、車1台分くらいの価値がある。」、「システムを使えば、70～80パーセントの確率で勝てる。」などと説明した。甲は、自分に知識がなくても、AIが判断してくれるから高い確率で勝つことができ、安定的に利益を出せるのだろうと魅力を感じた一方で、車1台分とは、いったいいくらするんだろうと思った。また、AはBのことを投資で稼いでいるすごい人で、いろいろなセミナーで講演することもある忙しい人だと言ったので、甲は、これから投資のプロの人に会うのだと思った。

その後、甲とAは、Bに会うために都内のホテルのカフェに行った。同店でBは、「これはバイナリーオプションという投資で稼ぐやり方」、「それがこのUSBに入っている。」、「金額は53万7,000円」などと説明した。Bと別れたときには通算して3時間以上たっており、甲は、ずいぶん長い時間、勧誘を受けたと感じた。

甲は、Aから人工知能を使ったシステムで稼いでいるとは聞かされていたが、高額な本件商品を購入する必要があるということはこのとき初めて知った。また甲は、どういうシステムなのか興味があつて話を聞きに来ただけだったし、当時のバイト月収は10万円くらいで貯金も10万円程度だったので、本件商品は高額でとても買うことはできないとAに伝えた。Aは、「足りない分は学生ローンで借りれば大丈夫」、「自分も学生ローンで借りた。」、「このシステムがあつたからすぐ返せた。」などと言って、貸金業者からお金を借りて本件商品の購入資金を用意することを勧め、過去にお金を借りた経験もなかった甲の不安を見透かしたように、信頼できる先輩を紹介するから一緒に話を聞こうと誘ってきた。

翌日、甲は、AとともにAが「信頼できる先輩」と呼ぶC（営業員）に会った。Cからは、お金を借りる理由を「留学と英会話スクールに通うため」と言うよう指示され、さらに、「アルバイトの収入は13～15万円程度と書いた方が通りやすい。」、「奨学金は借りていないことにして。」などと言った。甲は、これまでローン会社でお金を借りたこともなかったし、嘘の理由で借りるように指示されて、ますます不安を感じた。甲は、「システム使って稼げるなら、Aがお金貸してよ。」と言ったが、Aは渋って貸してくれなかった。甲は、仕方なく、学生ローン2社で、指示されたとおりに申込みをして、合計45万円を用意した。それでも足りない分については、学資の足しにと貯金していた定期預金を解約して、本件商品の購入資金を揃えた。

その翌日、Aと一緒に都内の喫茶店で契約担当のD（営業員）と会った。Dは、「確認項目の中で『いいえ』に該当するものが一つでもあれば売買契約できない。」と言ったので、甲は、無理な借入れをすることがなかったかという項目など、「いいえ」と思うところはいくつもあつたが、「いいえ」を選ぶわけにはいかないと思った。甲は、Dから早口で説明されて、確認書にチェックしたあと契約書にもサインをし、現金53万7,000円をDに手渡し、本件商品を受取った。

その後、甲はインターネットで事業者のことを検索し、同じような勧誘方法で被害にあった人がたくさんいることを知り、契約を解除することにした。

(事例2)

平成31年2月、大学生乙は友人E(営業員)とSNSのやり取りをしていた時、突然Eから「稼げる方法を教えてもらった。」「投資を教えてもらった。」など投資で利益を出したことや、投資の方法をしてくれる人の話を聞きたいかとメッセージが来た。乙はEがやっている投資に興味を持ったので話を聞きたいと答えた。Eからは事業者の名称も本件商品に関する話も一切なかった。

同年3月夕方、乙はEと都内の喫茶店に行った。Eは話を聞く前に時間があるからと言って人生に必要な総資産の概算などについて説明をし、投資の必要性について話してきた。ほかにも雑談のような話はしたが、このときもEから事業者の名称や本件商品に関する話はなかった。1時間以上経ってEに連絡がきて、別のカフェに移動した。カフェに入る前にEと同じ投資をやっているというG(営業員)を紹介された。Gとはその場で軽く挨拶をした程度で別れた。

カフェに入るとF(営業員)が乙とEを待っていた。Fは事業者名とバイナリーオプションの説明をしたうえで、「AIを利用したシステムに頼ることで、属人的な判断を排除し勝率を上げている。」「勝率70から80パーセントを実現している。」「このシステムが入ったUSBが53万7,000円だ。」などと本件商品の機能や価格について説明をした。勝率を説明する際に、年間の資金の増減の推移をグラフにしたという表を見せられ、Fは「このシステムを使った場合の資金の推移だ。」などと説明した。その表は上下はあるものの右肩上がりのグラフになっていて、最終的に資金は増えていた。乙は投資の話が高額な本件商品を購入して行うものだったとは思っていなかったのが驚いたが、Fの説明から本件商品を使用すれば、AIが上昇か下降を判断して勝率を上昇させてくれると感じた。また、1時間以上Fから投資の話聞いて洗脳されたような状態になり、本件商品を購入して早く始めた方が良いのではと考えた。ただ、乙は50万円以上のものを購入できるほどの貯金はなく、アルバイトで月8万円くらい収入はあったが、それは生活費等に使うもので、すぐ本件商品を購入する気にはならなかった。乙が高額なためすぐには手が出せないことを言うと、Fからは「高額と感ずるかもしれないけど、さっきの推移見たでしょ。」「もし乙君が購入したら、6万円はEに紹介料として振り込まれるから。」などと言われた。乙はその場では購入の即断ができなかったため答えは保留して、Eとカフェを出た。カフェを出ると午後9時ごろになっており、Fから説明を1、2時間受けたことや、Fに会うまでに1時間以上待たされたので、説明が終わったあと乙はとても疲れを感じた。

Fの説明が終わり乙は帰ろうと思ったが、「Gはまだ近くにいますから話をしましょう。」とEに連れられてファミリーレストランでGと会った。乙がFと話したと聞くと、Gは、「USBを売ってもらえるんですよ。」「早く始めたほうがいいよ。」などと、本件商品の購入を勧めた。Gは自身もEもほかの者も学生ローンで借りて購入していること、投資で稼ぐことができるから半年くらいで借金を返済できたことを話した。また、Gは学生ローンの借り方を教えてくれると言った。

後日、乙はGの案内でローン会社に向かった。Gから借入れ理由は車を買う必要があるためとすること、年収は実際より多い百何十万円とすることを指示された。乙は、事実ではない理由や年収で申請することに不安を感じたが、Gから「それでもやらなきゃ。」「すぐに返済できるから問題にならない。」などと言われ、抵抗があったが言われたとおり申請をして30万円を借入れた。

同日、Eの案内で都内のファストフード店で契約担当者のH(営業員)に会った。Hから確認書面を提示され、「一つでも「いいえ」にチェックがあるとUSBを購入することはできない。」などと言われた。乙は、本当は「いいえ」だと思えるところがあつたが、Hは確認書面をととても早口で読み上げ、自分で考える前にチェックを入れられた。また、一つでも「いいえ」にチェックを入れるとUSBを購入できないと聞いていたので、事務的に「はい」へチェックを入れるしかなかった。そしてHは、契約書の内容も早口で読み上げ、乙に署名を求めてきたので、乙は署名をして代金53万7,000円を支払った。

乙は本件商品を使用して投資を始めたが損失が続いた。Gに相談すると、営業員や本件商品購入者が集まるミーティングに参加するよう言われ、それでも損が続くと、しばらくして資金集めをしない

かと誘われるようになった。資金集めは、知人を勧誘して契約させれば6万円を入手できるというもので、その方法は、乙がEやGから受けた勧誘と同じ方法だった。

### (事例3)

平成31年2月、大学生丙は、自身のSNSに高校時代の同級生だったI(営業員)から「近々会って話そう。」というメッセージが届いたのを見て、Iと久しぶりに会えると楽しみにしていた。数日後、丙のSNSに、Iから学校の件で相談したい旨のメッセージが入り、2週間後に会うことになった。

約束の日、丙は都内の飲食店でIと夕食をとりながら、お互いの大学の話や悩み事を話していたところ、Iが「映画を見ながらパソコンを操作するだけで儲かる仕組みがあって、それをやっている。」「その仲間との飲み会やイベントも楽しい。」「月に30万円くらい稼いでいる。」「絶対に損はしない。」と投資の話始めた。丙は、学校以外に人脈を増やせるのは楽しそうだと感じていた。Iはさらに、同じ高校の仲間も参加しているから一緒にやろうと誘い、丙のアルバイトの状況や収入、貯金について聞いてきた。丙は不思議に思いながらも素直に回答し、その日は夕食後に解散した。

1週間後、Iから電話があり、「私がやっている投資に関するすごい人がいる。なかなか会えない。芸能人が来るようなカフェで会わせたい。」と言われた。丙は投資の知識も経験もなかったが、Iの熱心さに負けて、2週間後に2日間予定を空けてその日に会うことを約束した。

約束の日の午後2時に待ち合わせをして、近くの喫茶店に入ると、Iは丙に対して突然、生涯賃金や将来かかってしまう費用などへの不安について講座のような話を始めた。午後4時ころになって、すごい人に会えるからと、Iは近くにある高層ビルのカフェで、丙とJ(営業員)を引き合わせた。Jは、用意していた表を見せながら、「これはバイナリーオプションという投資で稼ぐやり方です。」「矢印の動きを見るだけだから、経験がなくても大丈夫。」などと話し、「バイナリーオプションは難しい投資でリスクも高い。私たちが使っているシステムはAIを構築できる金融系の投資に詳しい人が作ったもの。AIが入ったUSBだから勝てる。」と説明した。

その後、事業者名と自分の名前を名乗り、本件商品について「53万7,000円で販売している。丙が購入する場合、会社からIにお金を渡すことになっている。」と丙に告げた。丙は、Iがやっているという投資に本件商品が必要だということを初めて知り、53万7,000円は高いと感じた。また、Iが丙をJに紹介したのは、紹介料が目当てなのかとも思った。このとき丙は、親からもらった貯金があったので、購入してすぐにクーリング・オフすればいいと考え、話を聞くだけ聞いていた。

Jと別れ、二人で食事をしていると、Iは「USBを買うお金はあるか。」「バイトに登録しているか。」などと聞いてきた。丙が貯金があると伝えると、Iはお金のお話をやめ、別れ際「投資を始めるからパソコンを買おう。」「明日現金を用意しておいて。」と言った。丙は長時間の話に疲れていた。

翌日の昼すぎ、丙は現金を用意してIと待ち合わせると、アウトレットのパソコンを購入するよう促された。購入後別の場所に移動すると、Iの投資仲間と合流して食事をとり、午後6時近くになって、契約担当者K(営業員)と会うため場所を移動した。午後6時半ころにKが現れ、契約書と確認書と呼ばれるものを示し、「確認書の項目を読み上げるので、『はい』のほうにチェックを入れてほしい。一つでも『いいえ』があると契約できないからね。」と言って早口で確認書を読み上げ始めた。

丙は、「いいえ」だと思ふ項目もあると思いながら、その場の雰囲気には押され、すべて「はい」にチェックを入れた。契約書にサインをして現金53万7,000円を渡すと、Kから本件商品が渡され、契約が終了した。丙は、2日続けて昼過ぎから夜までの長時間勧誘されたことに、ひどく疲れを感じていた。

翌日、同じく本件商品の契約をしたという友人と連絡を取っているうちに、やはり解約したいという意思が強くなり、解約するために消費生活センターに相談した。

## 特定商取引に関する法律第8条第1項に基づく業務の一部停止命令 及び業務禁止命令並びに第7条第1項に基づく指示

### 1 事業者の概要

対 象 者	ファーストこと木村 直人（以下「当該対象者」という。）
代 表 者 等	木村 直人（きむら なおと）
事務所所在地	東京都世田谷区池尻三丁目 30 番 6 号フェリーチェ池尻 601
事業開始日	平成 31 年 4 月 1 日
業 務 内 容	「dmt」と称するバイナリーオプションに係る学習用ツールが内蔵されたU S B 及び「Latte」と称する当該ツールを稼働するために必要なセキュリティU S B (以下「本件商品」という。)の売買契約（以下「本件売買契約」という。）
売 上 高	6737 万 5000 円（平成 31 年 4 月～令和元年 9 月）（事業者報告による。）
業務委託契約者*	148 名（事業者報告による。）

※当該対象者と本件売買契約をした後、本件商品の販売に関する業務委託契約を結んだ者

### 2 上記事業者に関する都内の相談の概要（令和2年3月24日現在）

平均年齢	平均契約額	相 談 件 数		
		30 年 度	元 年 度	合 計
約 20.7 歳 (20～22 歳)	約 55.8 万円 (最大 90 万円)	0 件	28 件	28 件

参考：全国 30 年度 0 件、元年度 67 件、合計 67 件

### 3 業務の一部停止命令（対象者）の内容

#### (1) 業務の一部停止命令

令和2年3月26日（命令の日の翌日）から令和2年9月25日までの間（6か月間）、特定商取引に関する法律第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 売買契約の締結について勧誘すること。
- イ 売買契約の申込みを受けること。
- ウ 売買契約を締結すること。

#### (2) 業務の禁止命令

令和2年3月26日（命令の日の翌日）から令和2年9月25日までの間（6か月間）、当該事業者に対して訪問販売に関する業務の停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

#### 4 業務の一部停止命令の対象となる不適正な取引行為

不適正な取引行為	特定商取引に関する法律の条項
<p>勧誘に先立って、消費者に対し、「金が欲しいのであれば、投資とかやってみるといい。」「今度、すごい稼いでいる人に会わせてやるよ。」などと告げるのみで、当該対象者の氏名、本件売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていなかった。</p>	<p>第3条 勧誘目的等不明示</p>
<p>本件売買契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、人工知能が搭載されていないにもかかわらず、「AI を搭載したシステム」「AI だから強い、学習するから強くなる」などと、あたかも本件商品に人工知能が搭載されているかのように、商品の性能について不実を告げていた。</p>	<p>第6条第1項第1号 不実告知（商品の性能）</p>
<p>本件売買契約の締結について勧誘をするに際し、契約を検討する消費者及び「お金が用意できないからできません。」等と本件売買契約を締結しない旨の意思表示を行った消費者に対しても、深夜に渡り長時間、執拗に勧誘するなどして、迷惑を覚えさせるような仕方でも勧誘をしていた。</p>	<p>第7条第1項第5号 省令(*)第7条第1号 迷惑勧誘</p>
<p>本件売買契約の締結について勧誘をするに際し、投資経験がなく、その他特段の収入・財産もない学生に対して、難しい投資でリスクも高い取引であるバイナリーオプションに関する本件商品を53万9,000円で販売しており、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っていた。</p>	<p>第7条第1項第5号 省令第7条第3号 適合性原則違反</p>
<p>本件売買契約の相手方に対し、本件売買契約に基づく債務を履行させるため、消費者が本件売買契約に係る購入資金を学生ローン等の貸金業者から借り入れるに際し、アルバイトの稼ぎも預金も少ない学生に対し、社会人であり実際を上回る収入額を申告するよう指示するなどして、本件売買契約の相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせていた。</p>	<p>第7条第1項第5号 省令第7条第6号イ 支払能力虚偽申告教唆</p>

\*省令：特定商取引に関する法律施行規則

#### 5 指示の内容（対象者）

- (1) 当該対象者は、業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から1か月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。
- (2) 当該対象者は、違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、東京都知事宛て文書にて報告すること。

#### 6 今後の対応

- (1) 業務停止命令及び業務禁止命令に違反した場合は、行為者に対しては、特定商取引に関する法律第70条の規定により、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこれらを併科する手続きを、法人に対しては、同法第74条の規定に基づき、3億円以下の罰金を科する手続きを行う。
- (2) 指示に基づく検証結果について、令和2年4月25日までに都知事宛てに報告させる。
- (3) 指示に基づく再発防止策及びコンプライアンス体制の構築について、令和2年8月25日までに都知事宛てに報告させる。
- (4) 指示に従わない場合には、同法第71条の規定により、行為者に6月以下の懲役又は100万円以下の罰金又はこれを併科する手続きを、法人に対しては、同法第74条の規定に基づき、100万円以下の罰金を科する手続きを行う。

## (事例1)

平成31年春ころ、大学生甲は、高校時代の仲間A（営業員）から「今投資をやっている、来月には利益が20万円くらいいুকかもしれない。だからバイトもやめた。」「投資をすれば半月で50万円はいく。」などと、かなり投資で儲けていることを聞かされた。その後、Aから何度も投資の話を聞きに行こうと誘われた。甲はこれまで投資をした経験も知識もなかったが、Aの熱心な誘いに話を聞くだけならと思ってAに指定された2日間を空けることにした。このときAは、投資を教えてくれる人のことを「とにかくすごい人で、その人と同じ投資のやり方をすれば良い。」などと言ったが、その人の氏名や本件商品の購入が必要なことは言わなかった。

同年4月夕方、Aは都内の喫茶店において、「すごい人」と呼ぶB（営業員）と会う前に、甲に対し生涯収入の話を始め、株、日経225の例をあげてなぜ投資が必要かを話し、「あるシステムを使うと儲けることができる。」「AIが搭載されているシステム、AIだから強い、学習機能があり、強くなる。」「そのシステムは、車1台分の値打ちがある。」などと説明した。その後、別のカフェに移動してBと会った。Bは、甲に対し、「バイナリーオプションによる投資で稼いでいる。」「勝率80パーセントで勝てる。このシステムはすごい。」などと、そのシステムを使った実績データを示しながら説明した。そして、本件商品の代金を53万9,000円と言った。甲は、このとき初めて、投資で稼ぐためには、本件商品が必要と知った。アルバイトはしていたものの、貯金は20万円ほどで、50万円を越すような大金は持っていなかったため、甲は不安を覚えた。

Bと別れたあと、甲は、「購入するためのお金がない。」とAに言った。Aは、「俺がお世話になっている先輩を紹介する。」と言い、C（営業員）を呼び出した。Cは甲に対し、「お金は消費者金融で借りればいい。」と消費者金融から借入れすることを勧めた。甲は、学生の身で借金することは大変な負担であると思い、不安でいっぱいになった。するとAが、「俺でもぜんぜん大丈夫だったから。」と言い、さらに借入れを勧めてきた。甲が、自宅に向かった時間は午後11時過ぎで、通算6時間以上もの長時間の勧誘に疲れてしまい、正常な判断が出来ないような状態で帰宅した。

翌日、Aは、甲はお金を借りた経験もないだろうから、どうやって借入れればいいのか、Cに聞いておこうと言い出し、その場でCに電話をして、甲に取り次いだ。そのときCは、甲に対し、「学生では貸さないから、社会人と言った方がいい。」「お金を借りる理由は、同窓会の箱代が60万円必要であると言えば、50万円貸してくれると思う。」「バイト先の身分を社員と名乗って、さらに月収は36万円、年収は432万円と言えば、60万円の借入の申込みができる。」などと言い、貸金業者に対し、嘘の理由で借入れするようにアドバイスした。甲は、うそをついてまでお金を借りることに抵抗があったが、二人から煽られて、断ることもできずに、貸金業者に行き、Cから言われたとおりの話をして、50万円を借り入れた。

同日、甲は、Aから「すぐにUSBを購入しよう。」と急かされて、都内のファストフード店で、契約担当者D（営業員）と3人で会った。Dは、確認書面に一つでも同意しなければ契約できないと言った。甲は、Dが早口でぼそぼそと読み上げた流れのなかで、すべて「はい」と言ってしまい、借りたお金に手持ちのお金を加え、現金53万9,000円をDに手渡し本件商品を受け取った。

その後、甲はミーティングに参加するうちに、本件商品を活用して投資で儲けるのではなく、友人などを勧誘して本件商品を契約させ、その紹介料として6万円を受取ることで、収益を上げるビジネスだと分かり、騙されたことに気づいた。

## (事例2)

平成31年春ころ、大学生乙は大学の友人E（営業員）から、「儲け話があるんだけど。今度教えてやるよ。」などと誘われ、その後、都内の施設において、EからUSBを差し込んだパソコンで為替

レートチャートを見せられ、「これで、先月 20 万円儲かった。お前のことを信頼しているから組織のトップに会わせてあげる。」などと、投資による儲け話の勧誘を受けた。

乙は、E と仲が良く信頼していたし、これなら自分でもできると思ったので、投資経験がなかったものの誘いにのり、組織のトップの人と会うことを了承した。このとき、E から USB の説明があったが、代表者の氏名については言われなかった。

数日後、乙は、E から「ファーストの F さんっていう人に投資の話をしてもらえるから楽しみにしてほしい。」などと、電話で言われた。

F（営業員）と会う日の午後 8 時ころ、E は喫茶店で乙に対し、生涯年収の話を始め、世界一稼いでいるビルゲイツの話、バイナリーオプション取引について、ルーズリーフに書きながら説明したあと、「USB には人工知能がついているから高く、車 1 台分くらいの価値があるんだ。」などと言った。乙は、大して高いものではない USB も人工知能が入っているから高価なのだと思った。

E の説明が終わって少し経った午後 9 時ころに F があらわれた。F はシステムについて、「誰もが一目で見て取引タイミングが分かるバイナリーオプション取引の売買プログラミングツールです。」と乙に説明し、ファーストで販売している商品は、そのシステムが入った USB で、値段が 53 万 9,000 円であることなどを、10 枚くらいの企業秘密と称する表を示しながら、早口で説明した。

1 時間ほどして F と別れると、乙は、本件商品は高額で買うことはできないと E に伝えた。E は「近くに信頼できる人がいるから聞いてみない。」と言い、電話で G（営業員）を呼び出し、近くの駅周辺の路上で合流した。G は、乙に対し、本件商品の購入資金は、「学生ローンや消費者金融から借りればいいんだよ。」「俺たちは USB を使って、稼いでもう返せたよ。」と勧めてきた。乙は貸金業者から 50 万円もお金を借りることに抵抗と不安があったので、G と E に対し、「お金を借りるのはちょっと抵抗があるんだけど」と言ったが、G は「留学の話をすれば借れるよ。」「お金はすぐに返せるよ。」などとさらに借入れを進めた。E も、「自分も返せたから大丈夫だよ。」と言ってきた。こうしたやりとりが午後 11 時ころまで続き、乙は、終電なので家に帰ると伝え、G と別れた。乙と E が一緒に電車で帰る途中、E から「F さんに USB の置き置きメールを送ろう。」と言われ、E から言われるままに F に電子メールを送信し、翌日 E と都内の駅で待ち合わせの約束をして別れた。

翌日、アルバイトの収入が月数万円程度で十分な預金もないことを理由に、再三借入れを断る乙に対し、E は「ここまできてそれはないだろう。」「お前のために時間を作ったんだから。」などと言って、強引に学生ローンで合計 60 万円を借りるように求め、資格をとるためお金が必要だとする、借入れについて親の同意は得ていないとする、バイトで月に 10 万円以上稼いでいるようにする、奨学金の借入れはないようにする、などと貸金業者へ嘘の申告をするようにアドバイスをした。乙は、仕方なく貸金業者へ行き、E から言われたとおりの嘘の申告をして、二社から 35 万円借入れた。乙は、借入れたお金に手持ちのお金を加えて、本件商品の購入資金を用意した。

数日後、乙は、E と一緒に、都内のファストフード店で契約担当者の H（営業員）と会った。事前に E から、「確認項目はすべて「はい」にチェックをつけないと USB を購入できない。」と聞かされていて、H からも、「いいえ」に該当するものが一つでもあれば、売買契約はできないと説明されたので、乙は、「いいえ」をつけることができなかった。乙は、ファーストと売買契約を結び、H に現金 53 万 9,000 円を D に手渡し、本件商品を受取った。

契約後、乙はミーティングに参加していたが、回を重ねるごとに投資の話ではなく、勧誘の話が中心になっていった。乙は、不信感を抱くようになり、解約することにした。

### （事例 3）

令和元年春ころ、大学生丙は、高校時代の知人 I（営業員）から久しぶりに連絡があり、「ご飯に行こうよ。」と誘われた。後日、居酒屋で I と会い、互いの将来について語り合ううちに、I は「世界で一番稼いでいるビル・ゲイツは時給換算で数十億円稼いでいるんだよ。それに対し俺らは、たとえ今、



給料がいろいろ言われている会社に入っても、せいぜい年収1千万円くらいだろ、超頑張ったとしても、それくらいが相場だろう。」「でも、将来のこと、老後のことを考えると5千万近くは必要になってくるぞ。」「金が欲しいのであれば、投資とかやってみるといいかもよ。」と話して、丙が興味を示すと、Iは「今度、すごい稼いでいる人に会わせてやるよ。」と言った。このとき、貴殿の氏名や本件商品について勧誘する目的などは、Iから全く告げられなかった。

後日、Iは、都内の喫茶店で午後8時30分ころ丙と会い、丙に対し、これから会う人は「めちゃくちゃ稼いでいて、ブランド品で全身を固めている。」「昨年、億を稼いだ。」などと言い、その後にバイナリーオプション取引の説明し、「タイミングでボタンを押したら勝てる可能性が高まるツール」があって、そのツールがUSBであると知らされた。この段階でIはまだファーストや貴殿の名前は言わなかった。さらに、Iは、これから会うJ（営業員）は、そのツールを使って大成功した人だから、丙もこれを試してみるといい、などと言った。

午後9時になると、Iは丙を伴いカフェに移動すると、そこにJが待っていた。Jは、「この商品「d m t 及びLatte」というUSBです。」と言い、「これが、この商品を使った場合のバイナリーオプションの勝率です。」と言いながら、ラミネートの資料とグラフを見せながら、勝率について説明した。このときに、貴殿の氏名や本件商品の値段が約53万9,000円であることが、丙に告げられた。丙が「ちょっと考えます。」と言うと、Jは、「買いたくなったらなるべく早く連絡してね。数量が限定されるので、すぐ手に入らない可能性があるんだよね。」と言った。

午後10時ころに、Jと別れると、Iは丙を別の飲食店へ案内したので、そこで丙は、「お金をすぐに用意するのは無理だ。だから、バイトでめちゃくちゃ頑張っ、稼げたらまた連絡するよ。」と伝えたところ、Iは、「いや決断が大事だ。すぐにやった方がいい。」と言い、丙が渋っていると、Iは「もう一人の友達に合わせる。」と言って、K（営業員）が合流した。Kは、丙に対し、「俺は消費者金融で借りたよ。」と言い出したので、丙は、「今すぐにはできないから、やめとく。」と二人に対してははっきりと言い、Kとはそこで別れた。

丙は、Iに午後11時を過ぎると終電がないと伝えていたが、Iから「もう一人、友達に合わせてやる。」と言われ、Iが友達と呼ぶL（営業員）が住んでいる家へ連れていかれた。

そこで丙は、IとLの二人に「俺、終電がないんだけど。」と伝えたが、「すぐに終わるから。」などと言われて、結局そのままLの家に泊まらざるを得なかった。丙は、二人に対し「僕はお金を用意できないから、出来ません。」とはっきり、何度もやめるという意味を伝えたが、「すぐに始めないと商品がすぐになくなっちゃうよ。」「借りてくりゃいいじゃん。」「みんなそうしてる。」などと説得され、Iからは「明日、一緒に消費者金融行くぞ。俺と一緒にいって行ってやるから。」と言われた。丙は、一晩にわたり二人から勧誘が行われて身も心も疲れてしまい、正常な判断が出来ないような状態になっていた。

その翌日、丙は、午前9時から借入れの準備を始めさせられ、Iに学生ローン会社へ連れて行かれた。丙は、前日にLから、ローン利用目的は、本件商品の購入のためではなく、「司法書士の資格取得の勉強代」と言うように、また年収も「ちょっと盛れ、100万円くらいにしとけ。そう言えば貸してくれるから。」と言われていた。丙は、Lに指示されたとおり、学生ローンへ行き、利用目的と収入について虚偽の情報を書類に書き、二か所で45万円を借入れた。

同日夕方、丙は、Iと一緒に、都内の喫茶店で契約担当者のM（営業員）と会った。Mから、「一個でも「いいえ」があると売ることができないんだよね。」と言われたので、丙は、「はい」にチェックするしかないと思った。丙は、ファーストと売買契約を結び、Mに現金53万9,000円を手渡し、本件商品を受取った。

**特定商取引に関する法律第8条第1項に基づく業務の一部停止命令及び第7条  
第1項に基づく指示並びに第38条第1項に基づく業務の一部停止命令及び  
第37条第1項に基づく指示及び第38条の2第1項に基づく業務禁止命令**

### 1 事業者の概要

事業者名 株式会社ライズ（法人番号 010901044431）（以下「当該事業者」という。）  
 代表者等 代表取締役 木村 直人（きむら なおと）  
 本店所在地 東京都世田谷区池尻三丁目 30 番 6 号フェリーチェ池尻 601  
 設 立 令和元年 6 月 21 日（商号変更 令和元年 7 月 16 日）  
 資 本 金 100 万円  
 業 務 内 容 「SC」と称するバイナリーオプションを対象とした学習用プログラミングツール  
 が内蔵されたUSB並びに「Latte」と称する当該ツールを稼働させるためのUSB  
 B（以下「本件商品」という。）の売買契約（以下「本件売買契約」という。）及  
 び連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「本件連鎖販売取引」という。）  
 売 上 高 2156 万円（令和元年 7 月 16 日～令和元年 9 月 26 日）（事業者報告による。）  
 業務委託契約者※ 66 名（事業者報告による。）

※当該事業者と本件売買契約をした後、本件商品の販売に関する業務委託契約を結んだ者

### 2 上記事業者に関する都内の相談の概要（令和2年3月24日現在）

平均年齢	契約額	相談件数		
		30年度	元年度	合計
約 20.6 歳 (20～21 歳)	53.9 万円	0 件	5 件	5 件

参考：全国 30年度0件、元年度13件、合計13件

### 3 業務の一部停止命令（法人）の内容

#### (1) 訪問販売

令和2年3月26日（命令の日の翌日）から令和2年6月25日までの間（3か月間）、特定商取引に関する法律第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 売買契約の締結について勧誘すること。
- イ 売買契約の申込みを受けること。
- ウ 売買契約を締結すること。

#### (2) 連鎖販売取引

令和2年3月26日（命令の日の翌日）から令和2年6月25日までの間（3か月間）、連鎖販売業に係る連鎖販売取引のうち、次の行為を停止すること。

- ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引に関する法律第33条の2に規定する勧誘者（以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。
- イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

#### 4 業務の一部停止命令の対象となる不適正な取引行為

不適正な取引行為	特定商取引に関する法律の条項
勧誘に先立って、その相手方に対し、「投資の世界で成功したすごい人がある。」「投資の話聞いてみないか。」などと告げるのみで、当該事業者の名称、本件売買契約（本件連鎖販売取引）の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていなかった。	第3条 第33条の2 勧誘目的等不明示
本件売買契約（本件連鎖販売取引）の締結について勧誘をするに際し、投資経験がなく、その他特段の収入・財産もない学生に対して、難しい投資でリスクも高い取引であるバイナリーオプションに関する本件商品を53万9,000円で販売しており、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行っていた。	第7条第1項第5号省令第7条第3号 第38条第1項第4号 省令(*)第31条第6号 適合性原則違反
本件売買契約（本件連鎖販売取引）の相手方に本件売買契約（本件連鎖販売取引）に基づく債務を履行させるため、当該相手方が本件売買契約（本件連鎖販売取引）に係る資金を学生ローン等の貸金業者から借り入れるに際し、専門学校等の学費等の理由にすることや、実際を上回る収入額を貸金業者に対して申告するよう指示するなどして、本件売買契約（本件連鎖販売取引）の相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせていた。	第7条第1項第5号省令第7条第6号イ 第38条第1項第4号 省令第31条第8号イ 支払能力虚偽申告教唆

\*省令：特定商取引に関する法律施行規則

#### 5 指示（法人）の内容（訪問販売、連鎖販売（共通））

- (1) 当該事業者は、業務停止命令を受けた違反行為の発生原因について、調査分析の上、検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から1か月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。
- (2) 当該事業者は、違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、東京都知事宛て文書にて報告すること。

#### 6 業務禁止命令（個人）の内容（連鎖販売取引）

対象者	業務禁止命令の内容	命令の原因となった事実
木村直人	令和2年3月26日（命令の日の翌日）から令和2年6月25日までの間（3か月間）、当該事業者に対して連鎖販売業に係る連鎖販売取引の業務停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。	当該事業者の設立当初から当該事業者の代表取締役を務めており、当該事業者において、本件連鎖販売取引に係る勧誘方法について指示を行っている上、商品管理、当該事業者が連鎖販売取引を実施するための組織編成、営業員に対しての人事について最終決定権を有していたものであり、本件連鎖販売業に係る連鎖販売取引業務全般を監督・指導する立場にあり、当該業務の停止を命ぜられる業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

## 7 今後の対応

- (1) 業務停止命令及び業務禁止命令に違反した場合は、行為者に対しては、特定商取引に関する法律第70条の規定により、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこれらを併科する手続きを、法人に対しては、同法第74条の規定に基づき、3億円以下の罰金を科する手続きを行う。
- (2) 指示に基づく検証結果について、令和2年4月25日までに都知事宛てに報告させる。
- (3) 指示に基づく再発防止策及びコンプライアンス体制の構築について、令和2年5月25日までに都知事宛てに報告させる。
- (4) 指示に従わない場合には、同法第71条の規定により、行為者に6月以下の懲役又は100万円以下の罰金又はこれを併科する手続きを、法人に対しては、同法第74条の規定に基づき、100万円以下の罰金を科する手続きを行う。

## (事例1)

令和元年夏ころ、大学生甲は大学の友人であるA（営業員）から「投資で稼げるように偉い人と会って話を聞いてもらいたい。」「2日間連続して予定を空けてほしい。」などと依頼された。Aから、「稼げる話を聞けることになったので、日程を空けておいて。」と連絡があり、甲は、Aが「偉い人」と呼ぶB（営業員）に会うことを承諾した。これまでのAとの会話からUSBとお金が必要なことは何となく感じられたが、事業者名や本件商品を販売する目的については、一切言われなかった。

一日目、甲はAとともに、午後9時に都内のホテルのカフェへ行き、投資で儲けているすごい人Bと会った。Bは甲に対し、説明内容を録音するなどと言ったあと、「概要書面にチェックしてもらうのも大丈夫ですね。」と言った。甲は、概要書面が何か分らなかったが、その場の雰囲気から断ることができなかった。Bは甲に対し「僕らが使っているのは、バイナリーオプションという投資だ。」と説明を始め、「この商品はバイナリーオプションのAI（人工知能）のシステムが入っているUSBだ。」などと言い、さらに過去5年分くらいのパフォーマンス表を見せながら「こんなに勝っているんだ。勝つためにはこのUSBを使うんだ。USBは1台53万9,000円だ。」などと言った。甲はBの説明の意味がよく分らなかったが、右肩上がりのグラフを見せられて何となく良いものなのかなと思った。甲は投資の話聞くために来たのに、突然本件商品の値段を告げられ、そんなに高いものは買えないと思いつつ、話の流れの中で断ることができなかった。甲は投資の経験はなく、現実の投資のやり方も知らなかった。バイナリーオプションというのも初めて聞く話だった。当時の甲の預金は5万円くらいでアルバイト月収が5～6万円だったので、ローンにすればきつけれど何とか返せると安易に考えていた。またBは、本件商品について「信頼している人から信頼している人にしか販売できないけれど、Aは甲を紹介したので紹介料6万円がもらえる。」などと言った。さらにBは「ねずみ講は上の人だけが儲かるが、この取引はお互いがWIN・WINになるからねずみ講ではない。」「特商法で認められた連鎖販売だから、ねずみ講と違い違反ではない。」などと儲かることを何度も強調した。

Bは、概要書面の説明中に、本件商品は53万9,000円一括払いであると告げ、「始めるか始めないかは最終的に自分で決めてくれ。しかし、始めても損はしないから。Aも儲かっているから君だったら稼げるよ。」などと言って甲を安心させて契約させようとしていた。甲が概要書面にサインして話が終了したのは午後11時過ぎだった。帰宅途中の電車の中で、甲がお金はどうするのかと尋ねると、Aは「学生ローンとかで借りれるよ。明日借りて購入しに行こう。印鑑等を用意しておいて。」と言った。

二日目、甲はAとともに午前11時に指定された駅へ行くと、Aの知り合いのC（営業員）がいて、Cから「60万借りて。借りるときは『専門学校に行くので学費が必要だ。』と説明して。」と指示された。甲はローン会社に行く途中で不安になり、AにSNSで再度借り方を教えてもらった。最初の2店舗で計40万円を借りられたが、3店舗目では翌日の振込みになると言われた。するとCから「偉い人が待っているんだから、今日中に用意するよう伝えて。」と強い指示がでたため、Aは甲に「今日に振込んでもらうように頼んで。」と強く言ってきた。甲は、ローン会社に再度頼み込んで、その日のうちに振込んでもらった。すべて借り終わったのは午後3時だった。

甲は借りたお金を引き出し、午後6時ころ、Aと一緒に都内の喫茶店へ行くと、D（営業員）が合流してきた。Dは甲に契約の意思を確認すると、「確認書に1個でも『いいえ』にチェックがあると契約できません。」と言って、確認書の確認事項を読み始めた。甲は納得できない項目もあったが、お金を借りてきたという事情もあり、「はい」にチェックせざるを得なかった。話の流れの中で「チェックしないと無効になるよ。絶対やった方がいい、君なら稼げるようになる。」とDから何度も言われ、甲は契約書等にサインした。甲とAが店を出たのは午後8時ころだった。

その後、甲は実際に本件商品を使ってみたが、儲けるどころか5万円ほど損失が出てしまった。甲は、騙されたという思いが強くなり、解約することにした。

### (事例2)

令和元年夏ころ、乙は小学校からの親友であるE（営業員）と食事をしたとき、「投資で20万円ほど儲かった。」と聞かされた。さらに、先輩で投資を始めて10カ月でタワーマンションに住んでいる人がいて、その人が投資の話をしてくれるので聞いてみないかと乙を誘ってきた。乙は、将来に対する不安もあったので話を聞くだけならいいと思いつ承した。するとEは乙に予定が空いている2日間を聞いてきたので、乙は2日分の日程を示した。

その一日目、乙はEと都内の喫茶店で午後6時に待ち合わせた。Eは、「先輩に会う前に話しておきたいことがある。」と言って、「自分は学習ツールの入ったUSBを使って、バイナリーオプションという投資をやっている。」と言い、そのUSBにはAI（人工知能）が内蔵されているので投資のタイミングを教えてくれる等と説明した。乙は投資の知識・経験は全くなかったが、親友であるEの説明を聞いてこの投資に大きな期待を持った。このとき、この投資が大きな損失の可能性があることの説明は全くなかったが、本件商品の価格が53万9,000円であることを知らされた。

午後8時を過ぎたころホテルのカフェに移動し、F（営業員）からの説明を受けた。Fは乙に対し本件商品ができた経緯や、パフォーマンス表を見せて投資の説明などを行った。乙はFの説明内容はよく理解できなかったものの、パフォーマンス表の説明で勝率が50～80%になっていたのには正直「すごい」と思った。最後に概要書面の説明があり、乙はこのとき事業者の名称、代表者名、本件商品名を知った。このとき併せて購入金額が53万9,000円であることや、クーリング・オフがあること、乙を紹介したEに6万円の紹介料が入ることを知った。乙はこの日午後6時からEとFから連続して4時間にわたり説明を受けたため、洗脳状態になっており、「投資すれば儲かる。」と思ってしまった。

午後10時ころカフェを出て、乙がEに「53万9,000円なんて持ってないよ。」と言うと、Eは学生ローンで借りられると言い、さらに別の店でG（営業員）と会うことを一方的に決めてしまった。Gは乙に会うと、「投資を始めて2、3カ月で30万円の利益を出した。借りたお金はすぐ返した。早く始めた方がいい。」などと言って本件商品の購入を勧めた。話を聞いて乙は感情が高ぶり、「友人Eが使っているツールで投資をやります。」と言ってしまった。このときGからもリスクがあるという話はなかった。結局、Gと別れた時には午前0時を過ぎていた。

二日目、乙はE、Gと午前10時に都内の飲食店で待ち合わせた。乙の実際のアルバイト月収は7～8万円であるが、Gから学生ローンで借入するためには、月収が13～15万円、年収は130～150万円になること、奨学金やほかに借りているお金はないと答えるよう指示された。答え方を練習してから借りに行き、3店舗から合計55万円を借りた。乙は以前から他の件でローンを組んでおり、今回の借入で月々の返済がさらに増えることになるが、バイナリーオプションで必ず儲かると思い込まされていたので、この時点では返済に対する不安はなかった。

乙は現金を持ってEと都内の飲食店へ行き、契約担当者であるH（営業員）から説明を受け、確認書、契約書面等の読み合わせを行った。確認書の読み合わせの際、一つでも「いいえ」があると契約できないと事前にEとHから言われていたので、いくつかの項目で疑問を覚えたが、すべて「はい」にチェックせざるを得なかった。書類に署名・押印し、その場で現金を払って本件商品を購入した。

その後、乙は何回かミーティングに参加し、本件商品を使ったシミュレーションをやってみた。乙はミーティング等に参加しているうちに、この事業者は本件商品の販売ビジネスが目的で、本件商品を使った投資で稼ぐことには力を入れていないと思った。乙は投資の知識を学んで利益に繋がれると信じてこの契約を締結したので、不信感が募り、契約を解除することにした。

### (事例3)

令和元年夏ころ、大学生丙は小学校以来の友人であるI（営業員）と遊びに行った先で、Iが少し前から投資をして最近やっと儲けが出たという話を聞いた。Iは丙に「空いている日に自分が投資を

教えてもらっている人の話を聞かない？」と言ってきた。丙は投資の知識も経験もなかったが、学業が忙しくてなかなかアルバイトができないことなどから、投資によって収入源が増えるならと軽い気持ちで話を聞くくらいなら構わないと思った。

約束の日、丙はIと都内の喫茶店で待ち合わせた。Iは「このまま話を聞きに行ってもわからないと思うから、自分から少し投資の話をしておくね」と言い、バイナリーオプションという投資をしていること、投資をする仲間がいることなどを語った。丙はIからバイナリーオプションが1,000円くらいから投資できると聞き、自分でもできるのではと思った。Iは、バイナリーオプションをやるために自分たちの仲間では専用のシステムを使用して取引をしており、値段は言わなかったが非常に高いものだと話した。丙とIが話していると、Iの投資仲間だというJ（営業員）が来た。Jはこれから会うK（営業員）は投資の世界で成功したすごい人だなどと言ったので、丙は期待した。

少しして、丙とIはホテルのカフェでKと会った。Kは、事業者名と本件商品の名称を伝え、説明を始めた。丙は、先ほど初めてバイナリーオプションという言葉聞いたばかりで、内容はよくわからなかったが、Kから紙に印刷したパフォーマンス表と呼ばれるシステムの投資の成績を見せられ、そのうちの1種は75%から80%の勝率だと聞き、グラフ上でも資産が増えている様子が示されているのを見て、これは儲かるかもと思った。するとKは「このUSBは53万9,000円です。」と言った。丙は、貯金も収入もないのでとても高額で手が出ないと思ったが、Kは確認してほしいと言って概要書面を取り出し、記載事項を順番に説明した。Kはさらに「この商品は信頼できる人にしか売らないものであり、特商法の連鎖販売に当たる。」「人を誘うことでお金を得ることができる。」「連鎖販売はネズミ講と異なり合法だ。」と言った。また、商品を買うには53万9,000円を商品の引き渡しと同時に支払うこと、丙が友人などにこの商品を紹介して契約が成立すると、紹介料として事業者から丙に6万円が支払われることなどが伝えられた。Kは概要書面を一通り説明すると「この概要書面にサインして。」と言った。丙はこの日投資に詳しい人の話を聞くつもりで、何かの購入を勧められるとは思わなかったが、まだ契約ではないと聞き、いずれお金ができたときに買えばいいと思い、話を聞いたという意味でサインした。丙が「今はお金がないので買えない」と言うと、Kは「お金のことはJに聞いてみて。」と言った。

丙とIはKと別れ、IがJに連絡を取って飲食店で合流した。Jにお金がないと言うと、「みんな買うときは学生ローンで借りている。」「投資で稼いで返せるから大丈夫。」「最悪の場合は、クーリング・オフもある。」などと言った。Iに促され、丙はK宛にUSBメモリーを買う旨のメールを送った。

1週間後、丙はIと都内の飲食店で会った。丙は貯金がほとんどなくアルバイトもしていなかったが、Iから「飲食店でアルバイトをしていることにする。」「年収は130万円から150万円あることにする。」「奨学金は借りていないことにする。」「他のローンはないことにする。」「借入の目的は海外留学で、60万円不足していることにする。」と指示され、3社で合計60万円を借りることができた。

3日後、丙はIと待ち合わせると契約にあたっての注意点を告げられた。二人で駅近くの喫茶店に移動し、Lと落ち合うと、Lは確認書を出して「1つでも『いいえ』があれば、商品を購入することはできません。」と言った上で、項目を読上げ、丙は順番にチェックを入れていった。丙は事前にIから注意されていたことや買いたい気持ちが強かったので、内容を吟味せずにチェックを入れていった。確認書へのチェックが終わると、Lは契約書を出し内容をざっと話して、丙に署名押印するよう言った。話がどんどん進んでしまったので、丙は契約の内容をよく考えることはできなかったが、最悪クーリング・オフをすればいい、と思った。契約書への署名が終わると、丙は現金と本件商品を交換した。

1、2か月はミーティングに出席し取引してみたが、思うように稼ぐことができなかった。そのうちだんだんミーティングの内容がいかにも人を勧誘するかという話が多くなってきた。丙も友人を勧誘してみたが、果たしてそれがよいことなのか疑問に思い、解約しようと思いつき、消費生活センターに相談した。